

令和7年度版

社会人権教育指導資料

(第38集)

輝きの明日



チーバくん

令和7年3月

千葉県教育委員会

はじめに

1948年（昭和23年）に、「世界人権宣言」が国連総会で採択されてから70年以上の月日が経ちました。これまでに、様々な人権に関する条約や宣言等が採択されてきました。時代が変遷し、現在私たちが生活している21世紀は、「人権の世紀」と言われています。これは、20世紀に世界各地で戦争や紛争が多発し、多くの尊い人命が失われ、様々な人権侵害が行われたことに対する反省が込められています。

文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について」のとりまとめについて、平成16年に「第一次」、平成18年に「第二次」、平成20年に「第三次」が公表され、我が国の人権教育に関する取組の一層の改善・充実が図られてきました。

近年では、LGBT理解増進法をはじめ、障害者差別解消法の改正と様々な人権問題に対する法律が施行され、人権教育の推進が図られているところです。

本県においては、平成16年に、「千葉県人権施策基本指針」が策定され、平成27年には、「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して」を基本理念として、本指針が改訂されました。

社会情勢の変化はスピードを増しており、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety 5.0 時代が到来しつつあります。Society5.0 は、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことができる社会」とされています。こうした社会の実現に当たっては、技術革新が進む中でAI等の先端技術が人権と調和した形で社会に実装されるよう、あらゆる分野で人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、人権尊重の精神を涵養することや、社会の変化を踏まえつつ人権を巡る様々な要素を随時捉え直していくことが必要不可欠であり、人権教育の重要性はますます高まるものと考えられます。

本書は、昭和52年以来、社会人権教育の推進に向けた指導者用資料として広く活用されるよう内容等を改定してきました。人権教育の推進に向けた指導者用資料として、人権教育の根拠となる法令等、人権教育の推進方向、参加・体験型学習を含め、実際に人権教育関連事業を実施する際の事例や事業案を中心に作成しました。本書の活用によって、ふだん何気なく過ごしている日常生活を人権という視点から見直して、共生する多様な人々が、お互いの違いを認め合い人権を尊重し合うことができる社会づくりの一助となることを願います。

令和7年3月

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長
松村 賢一

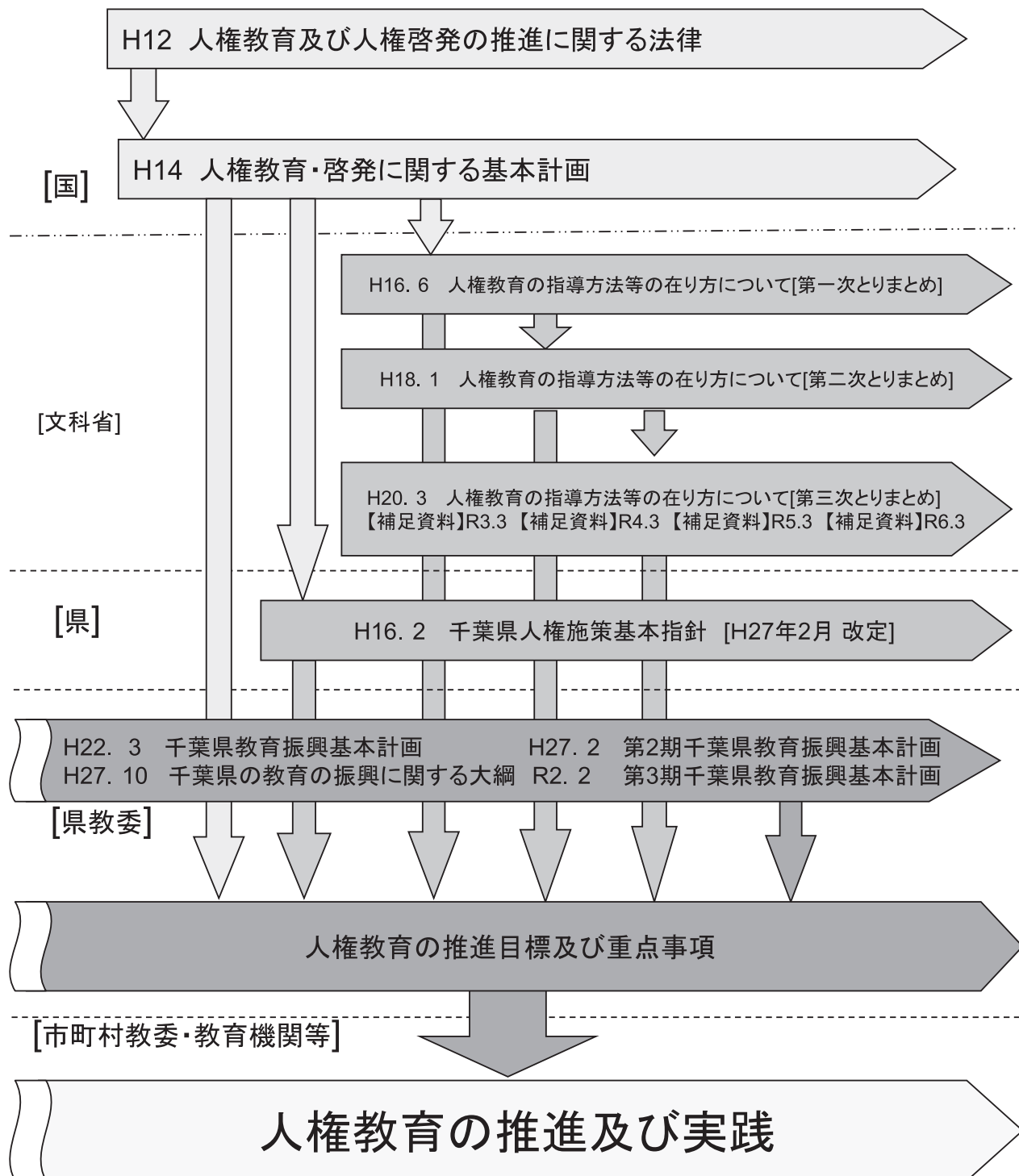
目 次

はじめに

I	人権教育・啓発に関する法令・指針等	1
1	啓発活動強調事項	2
2	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 指導等の在り方編【文部科学省・平成20年】(抜粋)	4
3	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 策定以降の補足資料【文部科学省・令和6年3月改訂】(抜粋)	5
4	千葉県人権施策基本指針(抜粋)	15
II	社会人権教育の推進	
1	社会人権教育推進体制の整備、強化	18
2	社会教育施設等における人権教育の推進	18
3	市町村における人権教育推進体制の例	20
III	人権教育の学習方法	
1	参加型人権学習	21
2	映像教材の利用	42
IV	千葉県の社会人権教育事業(社会人権教育指導研修事業)	45
V	千葉県における人権教育の歩み 関係法令等	49

I 人権教育・啓発に関する法令・指針等

人権教育・啓発に関する法令・指針等関係図



1 啓発活動強調事項

【令和6年度啓発活動強調事項（法務省）】

（１）女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

（２）こどもの人権を守ろう

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題が深刻化しています。こどもが一人の人間として、また権利の享有主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

（３）高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

（４）障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が雇用の場面で差別待遇を受けたり、車椅子での公共交通機関の利用、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービスの提供等を正当な理由なく拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合い、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

（５）部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていく必要があります。

（６）アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。

（７）外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推進していく必要があります。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていく必要があります。

（８）感染症に関連する偏見や差別をなくそう

エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。

(9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が作出・助長され、今なお存在することは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(12) インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長したりするような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるもので、決してあってはなりません。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

(13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

(14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

(16) 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

2 人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】 指導等の在り方編【文部科学省・平成20年】(抜粋)

第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方（省略）

第Ⅱ章 第1節3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

人権教育は、一人一人が大切にされ、尊重される社会の発展に寄与するものである。各学校においては、人権教育のこのような意義も踏まえ、人権文化の構築に向けた各般の取組とも歩調を合わせながら、社会全体で子どもたちを育てていくという視点に立って、人権教育の活動を進めていく姿勢が重要となる。

学校における人権教育の取組は、家庭・地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる。例えば、人権を尊重する社会の実現のために働く人々と直接に出会い、これからの社会を担う子どもたちに向けた、それらの人々の思いに触れることで、児童生徒が、自分たちに向けられた期待を実感として受けとめ、自らが有用な存在であることを自覚し、人権感覚を身に付けていくことへの自発的な意欲を持つようになることも期待できるのである。

家庭・地域や関係機関等との連携を進めるに当たっては、まずは、学校から、これらの機関等に向けて、自らの取組を、積極的に公表し、協力関係を築き上げておくことが重要であり、人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に伝えることが求められる。また、これらの機関等との共同による取組を実践していく際には、多くの人々の参加を可能とする方法を工夫し、家庭・地域、関係諸機関が、それぞれの特色を十分に発揮できるよう留意することが必要である。

さらに、保・幼・小・中・高等学校などの学校段階ごとの取組だけでなく、校種間の連携をより一層進めることが求められる。児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムを共同で研究したり、校種を越えて授業研究を行うなどの取組を通じて、系統的・継続的な人権教育の実践に努めることが望まれる。

なお、今日の社会は、多様な立場や思想、生活様式を共存させ、人権と自由とを保障することが求められている。人権教育の推進に当たっても、家庭や地域社会、関係諸機関等との連携や協力を進める際には、各学校における人権教育推進計画の目標との整合性を損なわないようにすること、教育の中立性を確保することが必要である。

（1）家庭・地域との連携

児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていなければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない。それだけに、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。

また、家庭や地域等の身近な人々との連携に当たっては、児童生徒と保護者、地域住民等と一緒に活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫に努めることが望ましい。

このほか、PTA等における人権教育の一層の推進も期待される。

（2）関係諸機関との連携・協力

人権教育・啓発に関する国の基本計画では、教育・啓発の実施主体間の連携を促進するため、「人権啓発活動ネットワーク協議会」等の既存組織の強化はもとより、①幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携、②各人権課題に関係する様々な機関との一層緊密な連携、③公益法人や民間のボランティア団体、

企業等との連携の可能性やその範囲についての検討など、新たな連携の構築のための取組を求めている。また、その際には、教育の中立性が確保されるべきことを指摘している。

大学や研究機関、市民団体など、人権教育に関係する諸機関の協力を得て多様な学習活動を行うことは、人権感覚の育成に大きな効果を上げるものと思われる。実際に、人権侵害の事件に直接携わる公的機関の専門家、様々な人権課題の解決に努力する団体等の関係者を、授業や教員研修・講演会等に招いて講話を聞く取組や、児童生徒が障害者施設や高齢者施設等の施設を直接訪問して様々な人と交流したり、ボランティア活動を体験したりするなどの学習活動は、広く取り組まれ、人権感覚の育成に効果を上げている。

人権に関する一連の学習活動の中で、人権を守り人権尊重の社会を支える活動をする専門家の存在を知り、その人と出会うことは、児童生徒にとって人権感覚を培うことの契機となるであろう。人権尊重の姿勢を持って誠実に職責を果たす人々の話を直接に聴くことで、将来設計やキャリア形成を考える上でも、適切な教育的効果を持つものと思われる。

また、施設の訪問等を通じ、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合うことで、人権課題に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育むことができる。

さらに、指導講師を依頼して研修会を実施したり、児童生徒の人権意識に関する調査・分析についての協力を得たり、施設訪問などの参加体験型学習を進めるに際し専門家の助言を受けたりするなどの取組は、児童生徒に対する人権教育の指導の充実止まらず、教員の資質向上に大きく資するものと思われる。

各学校においては、適切な連携協議の場にこのような機関の関係者の参加を得て、普段からの連携・協力体制を整えておくことが必要である。また、関係する諸機関においても、積極的にこのような連携や協力の要請に応える姿勢を持つことが期待される。

(3) 省略

(4) 連携推進のための支援体制

学校が、家庭、地域や関係諸機関等との協力を深め、校種間の連携に取り組むことにより、専門家からの有用な知識の習得や、地域における体験的な活動等の実施、校種を超えた一貫性のあるカリキュラムの整備等を円滑に進められるようになり、人権教育の適切かつ効果的な推進に資することとなる。各地方公共団体や教育委員会においては、このような連携の意義にかんがみ、人権教育・啓発に関する国の基本計画等の趣旨も踏まえ、連携促進のための環境整備を図り、学校・教職員における連携の取組を支援していくことが不可欠である。

3 人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】 策定以降の補足資料【文部科学省・令和6年3月改訂】(抜粋)

I. 学校における人権教育の推進（省略）

II. 人権教育をめぐる社会情勢

1. 国際社会の主な動向

人権教育における国際的な取組は、主に国際連合が中心となって進められている。現在まで続いている取組として、平成17（2005）年から始まった「人権教育のための世界計画」がある。第三次とりまとめ策定時は、その第1フェーズ（テーマ：「初等中等教育」）の最中であつたが、平成22（2010）年からは第2フェーズ（テーマ：「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」）、平成27（2015）年からは第3フェーズ（テーマ：「メディア専門家及びジャーナリストへの人権教育の促進」）、令和2（2020）年からは第4フェーズ（テーマ「青少年のための人権教育」）となっており、いずれも我が国は共同提案国となっている。なお、令和7（2025）年に向けて、第5フェーズの検討が開始さ

れているところである。このほか、平成23（2011）年には、「人権教育及び研修に関する国連宣言」も採択されている。

また、平成27（2015）年には、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されている。これは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものであり、その前文では、「すべての人々の人権を実現」となされているほか、本文でも「我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く」、「我々は、世界人権宣言及びその他人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調する」など、人権に関する様々な内容が盛り込まれている。この中で、2030年を年限とする17の持続可能な開発のための目標が掲げられているが、これがSDGsである。①貧困、②飢餓、③保健、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧経済成長と雇用、⑨インフラ、産業化、イノベーション、⑩不平等、⑪持続可能な都市、⑫持続可能な生産と消費、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段の17項目について目標が定められており、人権に関する内容も含まれている。例えば、④教育の4.7では「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」となされている。

なお、学習指導要領では、前文や総則で「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科においても関連する内容が盛り込まれている。SDGs授業で取り扱い、その中にちりばめられている人権に関する学習内容を学ぶことも、人権教育の一つの取組である。

2. 国内の個別的な人権課題の主な動向

「人権教育・啓発に関する基本計画」第4章2では、個別的な人権課題として、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等が列記されている。これらの人権課題について、第三次とりまとめの策定時からの情勢の変化を、個別の立法措置などを中心にまとめると、以下のとおりである。

（1）子供の人権

個別的な人権課題の中でも、学校にとって最も関わりが深いのは子供の人権である。子供の人権に関しては、「こども基本法」（令和4年法律第77号）や児童の権利条約をはじめとする様々な国内法令や国際条約等においてその基本原理や理念が示されており、人権教育の中では、子供の人権が保障されているという前提について、まず理解することが必要である。

「こども基本法」においては、「国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」ことが定められており、さらに同法に基づき令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する」ことが掲げられており、政府として、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有に取り組むこととしている。個別論点としては、いじめ、不登校、児童虐待等が挙げられ、これらについての状況は以下のとおりである。

①いじめ

いじめに関する法律として、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が、平成25年6月に公布さ

れている。この法律は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

第1条では、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」と規定されており、いじめが人権侵害であることを明らかにしている。また、第11条に基づき、文部科学大臣が定めている「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定(最終改定:平成29年3月14日))では、「大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある」とされており、学校の中で起こるいじめと、社会の中で起こる問題との関係性にも触れている。

いじめに関しては、それ自体が人権侵害であり、同法に基づき適切に対応することは当然であるが、いじめに取り組む基本姿勢として、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することが求められる。特に、児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要である。

さらに、いじめの未然防止の観点からは、「いじめは良くない」ということを頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身につけるように働きかけることが重要である。学校においては、道徳科や学級活動・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童生徒同士で検討したりするなど、体験的な学びの機会を用意することが求められる。児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが重要である。

②不登校

子供の人権において、不登校は、子供の教育を受ける権利の保障という面で関係がある。不登校に関する法律として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年法律第105号)が、平成28年12月に公布されている。この法律は、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としている。第1条では、同法の性質について、「教育基本法(平成18年法律第120号)及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約」の趣旨にのっとるものであると規定されており、子供の教育を受ける権利を保障するためのものであることが示されている。

近年、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は急増しており、令和4年度で約36万人となっている。校内教育支援センター・学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置促進、教育支援センターの機能強化等といった多様な学びの場の確保、教育相談体制の充実に加え、民間団体やNPO法人等が運営するフリースクールが増えつつある中、こうした関係機関との連携など、子供の教育を受ける権利の保障の観点から、教育委員会・学校による一層の取組が求められる。

③児童虐待等

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)第1条では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害」するものと規定されており、児童虐待が人権侵害であることを明らかにしている。児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加しており、中には死亡にまで至るまでの事案も発生していることから、同法や

「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)などの関係法令は度々改正され、児童虐待を防止するための対策が強化されている。

例えば、「児童福祉法」の平成28年改正では、第1条が「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と改正されており、児童の有する権利が明確化された。また、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」の令和元年改正では、親権者等が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないなど、児童の権利擁護に関する内容が盛り込まれた。

さらに、親から子に対する懲戒権について定める民法の規定が児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘されていたことから、令和4年12月には、この規定を削除し、「親権を行う者は、前条40の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」との規定を新たに設ける民法等の改正案が成立した。

児童虐待のほかにも、児童に対する人権侵害は存在する。その一つに、児童買春や児童ポルノがあり、これらの行為は児童に対する性的搾取や性的虐待に該当する。これらの行為を取り締まるための法律として、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)があり、平成26年改正では、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持・保管や、盗撮による児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設されるなど、児童の性被害を防止するための措置が強化されている。

これらの問題に横断的にかかわる取組として、令和4年6月、「こどもの健全な成長及びこどものある家庭における子育てに関する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務」等を担う組織である「こども家庭庁」を設立するための「こども家庭庁設置法」(令和4年法律第75号)が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足した。同法では、虐待やいじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備などの事務をこども家庭庁が所掌すること等を定めている。また、令和4年6月、「こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定める」「こども基本法」も成立し、令和5年4月に施行された。同法では、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」などが掲げられた。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。さらに、「こども大綱」では、こども施策に関する基本的な方針として、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことや、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが掲げられている。そして、こども施策に関する重要事項として「こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する」ことや、「校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う」ことなどが定められた。

このほか、令和3年2月以降、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進しており、同年12月には「孤独・孤立対策の重点計画」(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定。令和4年12月26日改訂)が策定された。同計画に基づく施策として、児童生徒における重大ないじめ対策の推進や、不登校児童生徒への支援の推進などが定められている。また、令和5年5月、「総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的」として、「孤独・孤立対策推進法」(令和5年法律第45号)が成立した。

（２）子供以外の個別的な人権課題

子供以外の個別的な人権課題を人権教育の中で扱う場合には、子供と同様、これらの人権課題に関わる当事者の人権が保障されているという前提について、まず考え理解することが必要である。これらの人権課題の状況は以下のとおりである。ここでは課題ごとではなく時系列で、第三次とりまとめ策定後に生じた主な情勢の変化についてまとめる。

①北朝鮮当局による拉致問題等の個別的な人権課題への追加

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題である。「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定された平成14年当時には、北朝鮮当局による拉致問題等は盛り込まれていなかったが、平成23年４月に同基本計画が一部変更され、個別的な人権課題として新たに盛り込まれた。この中では、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」とされている。

②「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定

障害者に関する法律として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成23年６月に公布されている。この法律は、障害者虐待の防止等に関する国等の責務や、障害者虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するものである。第１条では、障害者虐待について「障害者の尊厳を害するもの」であり、同法が「障害者の権利利益の擁護に資することを目的」とであることが規定されており、虐待という人権侵害から障害者を守るものであることが示されている。

③「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定及び一部改正

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に続き、障害者に関する法律である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、平成25年６月に公布されている。この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関等や事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とした差別の解消を推進するものである。

第１条では、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」ことや、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に資することを目的」とするものであることが規定されている。同法は、「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）が第４条において「障害者の権利に関する条約」の趣旨を基本原則として取り込む形で規定した、障害を理由とする差別等の権利侵害の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取組を具体化するものである。

学校を含む行政機関等と事業者は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、場所や時間を制限したり、障害のない者には付さない条件を付すなどにより、障害者の権利利益を侵害すること（不当な差別的取扱い）が禁止されている。また、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが必要とされている。

なお、令和６年４月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、これまで努力義務であった事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置（相談体制の充実や事例の収集・提供の確保等）を講ずることとなる。文部科学省においては、当該法律が改正されることに伴い、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例などの記載を拡充するとともに、その内容を各都道府県等に対して通知した。

④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定

外国人の人権に関する法律として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、平成28年6月に公布されている。この法律は、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチの解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。同法には前文が設けられており、「我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する」と規定されている。第6条は、教育の充実等に関する条文となっており、国の責務として、ヘイトスピーチを解消するための教育活動を実施するとともに、そのため必要な取組を行うこと、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、ヘイトスピーチを解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めることとされている。前文や第6条では、ヘイトスピーチを解消するためには、人権教育が重要であることが示されている。

⑤「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定

刑を終えて出所した人の人権に関する法律として「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が、平成28年12月に公布されている。この法律は、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

第13条では、非行少年等に対する支援について規定しているが、同法に基づき策定された「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）では、児童生徒の非行の未然防止等のための学校における適切な指導等の実施について、「文部科学省は、警察庁、法務省及び厚生労働省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権尊重の精神を育むための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、性犯罪の防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実、復学に関する支援体制の充実を図る」と記載されている。このように、児童生徒の非行の未然防止等の観点でも、人権（啓発のための）教育が必要であることが示されている。

⑥「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定

同和問題（部落差別）に関する法律である「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年12月に公布されている。この法律は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としている。第1条では、部落差別の現状について、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」と規定している。第5条は、教育に関する条文となっており、国は、部落差別を解消するための必要な教育を行うこと、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別を解消するための必要な教育を行うよう努めることとされている。この教育の実施に当たっては、同法の国会審議の中で、参議院法務委員会において附帯決議がなされており、「教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、そ

れが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること」とされている。第6条は、部落差別の実態に係る調査に関する条文であり、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を国が行うこととされている。この調査結果は、令和2年6月に法務省から公表されているが、この中で、平成25年から29年までに教育委員会を含めた地方公共団体が把握する差別事例の調査も行われており、「教育委員会が把握した事案は、件数自体が少ないため分析は困難であるが、差別表現、特にインターネット上のものが多数を占めることなど、地方公共団体とおおむね同様の傾向がうかがわれる」とされている。また、一般国民に対する意識調査においては、部落差別又は同和問題という言葉聞いたことがあり、部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか「知っている」又は「何となく知っている」と答えた者のうち、「部落差別が不当な差別であるのを知っているか」との問について、「知っている」(85.8%)、「知らない」(10.8%)、「部落差別は不当な差別ではない」(2.2%)などの順となっている。そして、調査全体の結果のまとめでは、「国民の多くが、部落差別は不当な差別であると認識していることは、これまで関係機関が行ってきた教育・啓発が一定の効果を上げていることを示すものであると言える」とした上で、「しかしながら、部落差別の事案が比較的多く発生している地域等において、教育・啓発に対して消極的な意識を持つものが比較的多いことにも留意が必要」とされている。また、「この問題に対する正しい理解の普及には、適切な教育・啓発が行われることが重要」であり、「教育・啓発が効果を上げるためには、その内容、方法等が、これを受ける側の国民から理解と共感を得られるものとしなければならず、「教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要」とされている。第1条や第5条、附帯決議、部落差別の実態に係る調査の結果では、部落差別の解消には、人権教育が重要であることが示されている。

⑦インターネット上の誹謗中傷への対応

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号)の平成29年改正では、18歳未満の青少年利用者に対して、有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが、携帯電話事業者等に義務付けられた。この改正は、スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷したため、その利用促進を図ることを目的としている。

インターネット上の誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通について総務省の違法・有害情報相談センターに寄せられる相談件数は、令和5年度も6,463件となっており、依然として高止まりしていることから、インターネット上の違法・有害情報の流通は引き続き深刻な状況であると考えられる。これまで、その対策として、総務省では、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」(令和2年9月公表)に基づき、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。)の令和3年改正による発信者情報開示請求に係る裁判手続の迅速化(令和4年10月施行)や、ICTリテラシー教育の充実、相談対応の充実等に取り組んできた。また、誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等について、法制上の手当てを含め、①一定期間内の応答義務等を課すことによる対応の迅速化、②基準の策定や運用状況の公表等による透明化を、不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上等のプラットフォーム事業者に求めることが適当と取りまとめた総務省有識者会議による報告書が、令和6年2月に公表された。本報告書を踏まえ、同年3月、プロバイダ責任制限法の一部改正法案が国会に提出された。

⑧「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の制定

アイヌの人々に関する法律として、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が、平成31年4月に公布されている。この法律は、アイヌ施策の推進に関し、基本理念や国等の責務、政府による基本方針の策定などについて定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊

重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としており、第3条では、基本理念として、「アイヌ施策の推進は、～中略～アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立つて行われなければならない」ことが規定されている。そして、第4条では、「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されており、差別等の禁止が明記されている。第5条第3項では、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない」と規定されており、教育活動にも触れられている。同法の国会審議の中では、衆議院・参議院の国土交通委員会において附帯決議がなされており、「アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組」の推進が必要とされている。人権教育で扱う場合には、こうした観点を踏まえ、アイヌに関する理解を深めることが必要である。また、令和2年7月には、アイヌ文化の復興・創造等の拠点として、北海道白老町に「民族共生象徴空間」(愛称：ウポポイ)が開業しており、北海道内外から多くの教育旅行生が訪れ、アイヌの歴史・文化について理解を深めるなど、教育活動においても重要な役割を果たしている。

⑨ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決の受入れ

令和元年6月に、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟について、原告勝訴の判決が出された。政府としてはこれを受け入れ、控訴を行わないという判断をし、当該判決を受け入れるに当たって、内閣総理大臣談話(令和元年7月12日閣議決定)が発表された。この中では、「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した」とした上で、「患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされている。この談話には、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることも盛り込まれており、令和元年11月には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(令和元年法律第55号)が公布されている。この法律の前文では、「ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである」と規定されている。文部科学省においては、令和元年10月に「文部科学省ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」(座長：文部科学大臣政務官)を設置し、有識者ヒアリングを含む会議(9回)と関係施設の視察(6箇所)等を行い検討を進め、令和3年9月に取りまとめを行った。取りまとめでは、検討チームの議論を踏まえた当面の取組として、初等中等教育段階ではハンセン病に関する学習教材の充実及び活用促進、ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実を挙げている。令和3年12月には、(独)教職員支援機構が提供する校内研修用のオンライン動画シリーズの一つとして、「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ - ハンセン病問題から学び、伝える -」が公開された。この動画では、ハンセン病問題をどう学ぶかについて、ハンセン病回復者の声や、国の責任、歴史的経緯等を踏まえながら、自己を見つめ、社会の在り方を考えていくための学習について解説しており、教育委員会や学校研修での積極的な活用が期待される。令和5年3月には、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書」が取りまとめられ、教育の責任を改めて問うと同時に、ハンセン病に係る偏見差別の解消のために国などが実施すべき施策の方向性等について記載された。令和5年11月30日付で発出された文部科学省・厚生労働省・法務省の3省連名による「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について(通知)」では、ハンセン病問題に関する関係省庁の資料や事業を幅広く紹介しており、ハンセン病問題に関する教育を実施する際に参考にすることが期待される。こうした国の責任や歴史的経緯等も踏まえつつ、学校において偏見差別が助長されうるという視点も持って、患者・元患者のみならず、その家族についても念頭におき、ハンセン病問題に関する人権教育を充実させることが必要である。

⑩新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、我が国では、全国の学校現場の教職員をはじめとする教育関係者において、子供たちの学習機会の保障や心のケアなどに力を尽くして取り組んでいただいている。一方、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、医療従事者等の子どもに対するいじめや、学校や学校関係者等への差別的な言動も報告された。こうしたことも踏まえ、人権教育を通じて、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別を防止することが求められている。これまで、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別を防止するため、令和2年8月に文部科学大臣からメッセージが出されるなど様々な取組が講じられており、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の下に設置された「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」では、新型コロナウイルス感染症に係わる偏見・差別等の実態やそれを踏まえた今後の取組等についてヒアリングや議論が行われ、把握した偏見・差別等の実態や、これに関する関係者の取組、そこから考察できる論点、国や地方公共団体、関係団体・NPO等が今後更なる取組を進めるに当たって踏まえるべきポイントと提言が、令和2年11月にとりまとめられている。この中では、偏見・差別をなくすための人権教育を充実させることが重要であり、感染状況が落ち着いている「平時」から取り組むべきこととされた。また、令和3年2月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）が改正され、新型コロナウイルス感染症等による偏見・差別の防止について、国や地方公共団体の責務規定が新たに設けられた。同法改正の国会審議の中では、衆議院内閣委員会と参議院内閣委員会ともに附帯決議がなされ、その中で「国及び地方公共団体は、かつてハンセン病や後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいわれなき差別や偏見が存在したことを重く受け止め、国民は何人に対しても不当な差別的取扱い等を行ってはならないことを明確にし、悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知（を徹底）するとともに、不当な差別的取扱い等を受けた者に対する相談支援体制の整備など、万全の措置を講ずること」が盛り込まれており、過去に生じた他の感染症による不当な偏見・差別と同様の過ちを繰り返さないようにしなければならない。こうした内容も踏まえ、学校においても、いじめや偏見・差別等を防ぐ取組が重要である。

⑪「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定

企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権の尊重が国際的に注目されるようになり、2011年、国際連合の人権理事会決議で「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「指導原則」という。）が全会一致で支持された。日本ではこれまで、関係府省庁が、それぞれ人権の保護に資する様々な立法措置・施策を行い、企業はそれに対応してきた。しかしながら、現在の「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえれば一層の取組が必要と考えられることから、令和2年10月、指導原則の着実な履行の確保を目指すものとして、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」（以下、「行動計画」という。）を策定した。行動計画では、政府から企業への期待表明として、その規模、業種等にかかわらず、

- ・国際的に認められた人権及びILO宣言に述べられている基本的権利に関する原則を尊重すること
- ・「指導原則」その他の関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入すること

- ・サプライチェーンにおけるものを含むステークホルダーとの対話を行うこと
- ・日本企業が効果的な苦情処理の仕組みを通じて、問題解決を図ること

が示されている。また、「ビジネスと人権」に係る企業の行動を促す上では、社会全体で人権に対する理解を定着させることも重要である。この観点から、文部科学省における取組として、

- ・教育機関など関連機関に対して行動計画等を周知すること
- ・学校教育において、持続可能な社会の創り手の育成も目指している学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、地域の実情や発達段階に応じながら学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育を引き続き推進することが定められている。学校教育とのかかわりについては、「ビジネスと人権」に関する知識の習得を通じて児童生徒の視野を広げるとともに、学校や児童生徒をとりまく社会の安定と信頼、国際社会におけるこれからの日本の役割に係る考えを深める学習として、現在及び将来の人権尊重社会の在り方を主体

的、対話的に学ぶ取組が期待される。児童生徒が将来働くこととなる企業等において、上記のデュー・ディリジェンスやステークホルダーとの対話が求められるようになることも想定される。また、企業に対して、「ビジネスと人権」に係るより一層の取組を促すためには、社会全体としての人権に関する理解促進・意識向上も求められ、そのために学校教育が果たす役割は大きい。これらの点も踏まえつつ、学校においては、子供たちが将来生きる社会では、よりグローバルな視点で人権に配慮することが一層求められる可能性も想定して、「ビジネスと人権」に関する指導を充実させていくことが重要である。

⑫「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定

女性に関する法律として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)が令和4年5月に公布されている。この法律は、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものである。第16条第1項では、「国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。」こと、同条第2項では、「国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。」ことが規定されており、教育活動にも触れられている。

⑬「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定

性的マイノリティに関する法律として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が、令和5年6月に公布・施行されている。この法律は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資すること」を目的としている。第2条では、「性的指向」とは、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」を、「ジェンダーアイデンティティ」とは、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう」ことと定義されている。第6条第2項では、「学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする」こと、第10条第3項では、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」こととされ、教育活動にも触れられている。なお、第8条では、政府が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定しなければならない旨が規定されているが、関係省庁においては、法律の趣旨を踏まえ、当該基本計画の策定等を待たず、それぞれの所掌に関する分野における性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する取組を推進することとしている。

4 千葉県人権施策基本指針（抜粋）

第1章 基本指針改定の経緯（省略）

第2章 人権施策を進めるに当たっての基本的な考え方

第1節 基本理念

本県は、「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して」を基本理念として、人権施策を推進します。

そのため、次の3つの社会づくりを推進します。

（1）一人ひとりがかけがえのない存在としてお互いに尊重し合う差別のない社会

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利です。一人ひとりがかけがえのない尊い命の主体者として、互いに人権の意義やその尊重と共存の重要性について理解を深め、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他の人の人権をも尊重し、差別や偏見、さらに暴力のない社会の実現を目指します。

（2）一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が保障され、活力のある社会

すべての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、人種、民族、信条などによって不当に差別されず、一人ひとりの様々な生き方の可能性を否定されることなく、個性や能力を十分発揮できる機会が保障され、元気で活力のある社会の実現を目指します。

（3）一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合い、お互いがつながり支え合いながら共に暮らせる社会

すべての人がそれぞれの個性や生き方等の違いを認め合い、多様な文化や価値観を尊重することが重要であり、自分を大切にするとともに、他の人を大切にして、支え合い、絆を大切にしながら、共に安心していきいきと暮らせる元気な千葉県の実現を目指します。

第2節 基本指針の位置付け

- （1）基本指針は、県が進める人権施策の基本的な考え方を示すものです。
- （2）基本指針は、多様かつ複雑な人権問題に対応するために、県民をはじめ民間団体、企業や市町村などに対して県の人権施策の方向性を示し、人権が尊重される社会づくりを促進するためのものです。
- （3）女性や子ども、高齢者といった個別分野ごとにある各種計画に基づき施策に取り組む際は、基本指針の趣旨を尊重し推進するものとします。

第3章 人権教育・啓発の推進

第1節 人権教育

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からのライフステージごとに、地域の実情等に合わせて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、実施する必要があります。

このため、各種の学習機会を通じて人権問題に対する理解を深め、知識だけではなく、日常の態度・行動に現れる人権感覚を身に付けられるよう地域や学習者の実態に即した人権教育を推進します。

1 学校教育

学校教育においては、児童・生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるように、その発達段階に応じて、学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を、単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に表れるよう、時間をかけて、子どもたちの心にしっかりと沁み込ませていくことを目指して教育活動を行います。

特に、生命の大切さや他の人への思いやり、互いの人格を尊重し個性を認め合う心、正義感や公平さを重んじる心など、子どもたちの豊かな人間性を培うことが必要です。そのため、学校・地域の実情に応じた道徳教育を推進します。

さらに、教員の資質向上のため、人権教育に関する研修を実施します。

また、学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十分に発揮できることから関係諸機関と連携・協力して実施します。

2 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への情報・学習機会の提供を行います。親自身が人権を大切にする生き方を子どもに示すことができるように、家族とのふれあいを通じて豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心など人間形成の基盤を育む家庭教育への支援を行います。

児童・生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会で過ごしていることから、人権感覚の育成等には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進するような取組を行います。

さらに、社会教育における人権教育に関する研修を実施します。

第2節 人権啓発

人権を尊重し合う社会を実現するためには、人権に関する基本的な知識の習得のみならず、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に他の人もかけがえのない存在であること、他の人との共生・共感の大切さを真に実感できるように、県民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めていく必要があります。

このため、あらゆる機会をとらえ、講演会、研修会、メディアを使った広報などを通じて人権啓発を推進します。

1 県民への人権啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、街頭啓発などのほか、啓発を受ける県民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、ワークショップやボランティア体験活動等）についても検討し、より効果の高い啓発を推進します。

また、家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうことや、人権上大きな社会問題となった事例を取り上げ、人権尊重の視点から呼びかけを行うことなど、手法を工夫し啓発を実施します。

2 企業・職場での人権啓発

企業には、社会の一員であるという立場から、基本的人権を尊重して行動することが求められます。基本的人権である国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保するために、雇用主は人権問題についての正しい理解と認識のもとに、人種・信条・性別・社会的身分及び門地などで差別せず、個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行う必要があります。

また、職場において、パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントを受けた人は、人格を傷つけられ、仕事への意欲や自信を失い、さらに心の健康の悪化にもつながり、休職や退職にいたる場合もあります。

周囲の人にとっても、職場のハラスメントを見聞きすることで、仕事への意欲が低下し、職場全体の生産性にも悪影響を及ぼしかねません。

職場のハラスメント問題に取り組み、一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりをすることは、職場の活力につながり、仕事に対する意欲や職場全体の生産性の向上にも貢献することになります。

このようなことから、企業・職場において、人権を尊重し差別意識や偏見をもたないよう人権をテーマとした研修会・講演会の開催を促進します。

3 特定の職業に従事する者に対する人権啓発

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者は、基本的人権に配慮した適正な職務遂行が求められます。

このため、人権尊重の理念に対する理解を深められる様々な機会を提供するとともに、研修などの充実を働きかけます。

(1) 行政職員 行政職員は、人権問題に対する正しい理解と知識を深め、豊かな人権意識を持ち、職員一人ひとりが担当する事務・事業等について、常に人権尊重の視点から業務を適切に行う必要があります。 このため、新規採用職員等を対象とした研修や職務内容に応じた研修を通じて人権意識の確立に努めます。	(3) 警察職員 犯罪捜査という人権に関わりの深い職務の特殊性から、取り調べや職務質問、犯罪被害者の支援等の警察活動において、人権に配慮した公正で適正な職務執行が求められます。このため、各職場等において職務執行に際し、基本的人権を最大限尊重するよう研修を行います。
(2) 教職員 児童・生徒は人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在です。学校教育においても、児童・生徒の人権を尊重し、一人ひとりを大切にした教育の一層の推進が図られています。教職員には、自らの大切さや他の人の大切さを認めていくような環境づくりに主体的に取り組むことが求められています。このため、教職員自身が常に人権感覚を磨くことができるよう、教職員研修の充実が努めます。また、人権教育の推進充実を図るため、人権問題に関する正しい認識を深め、確かな実践力を身に付けた指導者を養成するとともに、県下の人権教育推進上の諸問題について研究協議し、学校人権教育の全県的な推進・充実を図ります。	(4) 消防職員 消防職員は、県民の生命、財産を守る業務を遂行し、その活動を通じて密接に県民の日常生活と関わっていることから、消防学校において人権に対する正しい理解と認識を深めるため研修を行います。 (5) 医療・保健関係者 医療・保健関係者の業務遂行に当たっては、プライバシーの保護やインフォームド・コンセントの徹底など人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、患者や相談者等の相手の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。 (6) 福祉関係者 福祉関係者の業務遂行に当たっては、プライバシーの保護や人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、自己決定の支援などの権利行使の支援や虐待の防止及び虐待への適切な対応等、子ども・高齢者・障害のある人・生活困窮者等の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

Ⅱ 社会人権教育の推進

1 社会人権教育推進体制の整備、強化

社会人権教育は、県民一人ひとりが、あらゆる機会や場所を利用して行う自発的学習をその基盤とする。この観点に立って、「地域ぐるみ」の体制の中で、それぞれの職場・職域において、個人学習、団体活動など様々な形態で人権問題に関する系統的、計画的、継続的な学習を展開し、深化していくことが必要である。そして、「人権を相互に尊重し合う」という人権尊重の意識を高める努力を着実に積み重ねることが大切である。住民の自発的な社会教育活動を促進するための学習環境の醸成には、住民の積極的な学習意欲の喚起や学習機会の提供とともに、以下に述べるような人権教育推進体制の整備を図ることが重要である。

(1) 人権教育推進協議会等の設置

各市町村において、人権教育を推進するために市町村の教育関係職員、関係機関及び関係団体等の関係者による人権教育推進協議会等を設置し、人権教育総合計画を立てる。

この組織は、推進のための基本計画の樹立、推進力としての役割を担うものである。

(2) 人権教育基本方針の策定

地域の実態に即した人権教育基本方針を策定する。基本方針の中で社会人権教育の位置づけが明確にされることにより、効果的な取組が期待できる。

(3) 社会人権教育担当者の設置

「地域ぐるみ」で社会人権教育を推進するためには、関係機関や関係諸団体との連携を密にしながら進めることが大切である。

そのためには、各市町村教育委員会が企画、連絡、調整役としての担当者を設置し、その機能を十分に発揮できるようにするとともに、学校人権教育担当者と連携し、人権教育が全体として推進するように努めることが必要である。

(4) 社会人権教育研修事業の実施

社会人権教育を推進するためには、人権問題に対する正しい認識を深めることが大切である。

教育委員会に常勤する職員、教育委員、社会教育委員はもとより、公民館、図書館、資料館、青少年教育施設等に勤務するすべての教育関係者及び社会教育関係団体役員等を対象とした研修を計画的・組織的・継続的に実施し、共通理解を図る必要がある。

2 社会教育施設等における人権教育の推進

【公民館において】

(1) 学習機会の提供

公民館は、人権問題に関する課題と住民の学習要求を踏まえて、地域住民に意図的・計画的に学習機会を提供し、各層にわたる積極的な学習参加を図ることが大切である。具体的な例としては次のような事業が考えられる。

① 指導者研修会の開催

人権教育推進のために、人権問題解決の熱意と実践力を備えた指導者を養成し、多くの指導者を確保することは重要な課題である。地域ぐるみの人権教育の推進という観点から、PTA等の各種社会教育関係団体のリーダー、行政職員等に広く人材を求め、地域の実態に即した研修会を実施することにより参加者の拡大を図るとともに、資質の向上を目指す。

さらに、参加型学習等を実践することができるファシリテーター養成などを図り、新たな研修の手法も考える必要がある。

② 学級、講座の学習計画への人権教育の位置付け

青少年、女性、高齢者等を対象として実施する各学級、教室、講座等の学習計画の中に、人権教育に関する内容を取り入れ、人権問題について正しい認識と理解を図る。さらに、人権問題に関する体験活動、ボランティア活動等を意図的に取り入れ、人権問題を自分の問題として捉え、解決に向けて行動できる能力を養うことが必要である。

③ 講演会、映画会、研修会の開催

より多くの住民に対する啓発事業として、さまざまな集会を開催する。参加者が不特定多数であるため、広報活動を通して事前に十分周知するとともに、関係機関や関係団体との連携を図り、趣旨の徹底を期することが大切である。

(2) 学習の場の提供

① 視聴覚機器や人権問題に関する教材や図書を整備してその活用を図るとともに、学習相談に応じたり、気軽に立ち寄れる談話室を作ったりするなどの工夫をこらして、個人でも人権問題への積極的な取組ができるように配慮することが大切である。

② 社会教育関係団体やサークルが人権問題に自主的に取り組むことは、人権問題解決のために極めて重要なことである。公民館は、自主的な学習活動促進のために場所や教材等を提供し、学習援助をすることが大切である。

(3) 公民館の館外活動

① 公民館が定期的に刊行している館報等で、人権問題に関する学習内容や活動状況を取り上げたり、ポスターやその他の広報手段を用いて、人権教育の趣旨や学習機会等を告知したりすることが大切である。

② 地域における諸団体や機関の人権教育の取組を奨励し、学習活動等の連絡や連携を図る。また、人権教育推進委員会等の体制整備や活動の促進に協力したり、学校における人権教育の推進のために学校との連携を図ることも必要である。

【集会所において】

集会所においては、地域住民の生活と教育文化の向上を目指し、同和問題のみならず広く人権問題の正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を培い、差別意識を解消する諸事業を行うことが大切である。

また、集会所の運営は、集会所運営委員が中心となり、教育委員会の指導・助言を得ながら、地域の課題に即した運営を行うことが大切である。

各種の学級、講座等の計画実施にあたっては、地域住民の生活や学習課題に即した内容とともに、特に周辺住民との交流を促す学習プログラムの設定が必要である。

【社会教育関係団体等において】

社会教育関係団体は、社会教育の振興のみならず地域ぐるみの人権教育推進母体として重要な存在であるので、それぞれの団体の活動や機能に即して、人権問題に関する学習を意図的・計画的に位置づける必要がある。

PTAにおいては、学級・学年懇談会、研修会等のPTA活動に人権問題に関する学習を位置づけるとともに、学校における人権教育についても理解を深め、学校との連携を図ることが大切である。

【企業、職場において】

企業内における人権教育の充実、就職の機会均等、雇用の拡大、生活の安定・向上につながるとともに、女性の人権問題解決に向けても重要な役割を果たすので、計画的な研修を通して、管理的立場にある者はもちろん、すべての従業員の人権意識の高揚を図ることが大切である。

職場は、他人同士が集まる一番小さな社会である。何気ない会話の中での偏見が見過ごされ、職場によっては、職業上知り得る他人のプライバシーが侵害される恐れがあるところもある。こうした場所では、お互いの基本的人権を尊重する配慮が必要であり、一人ひとりの人権意識の高揚が不可欠である。

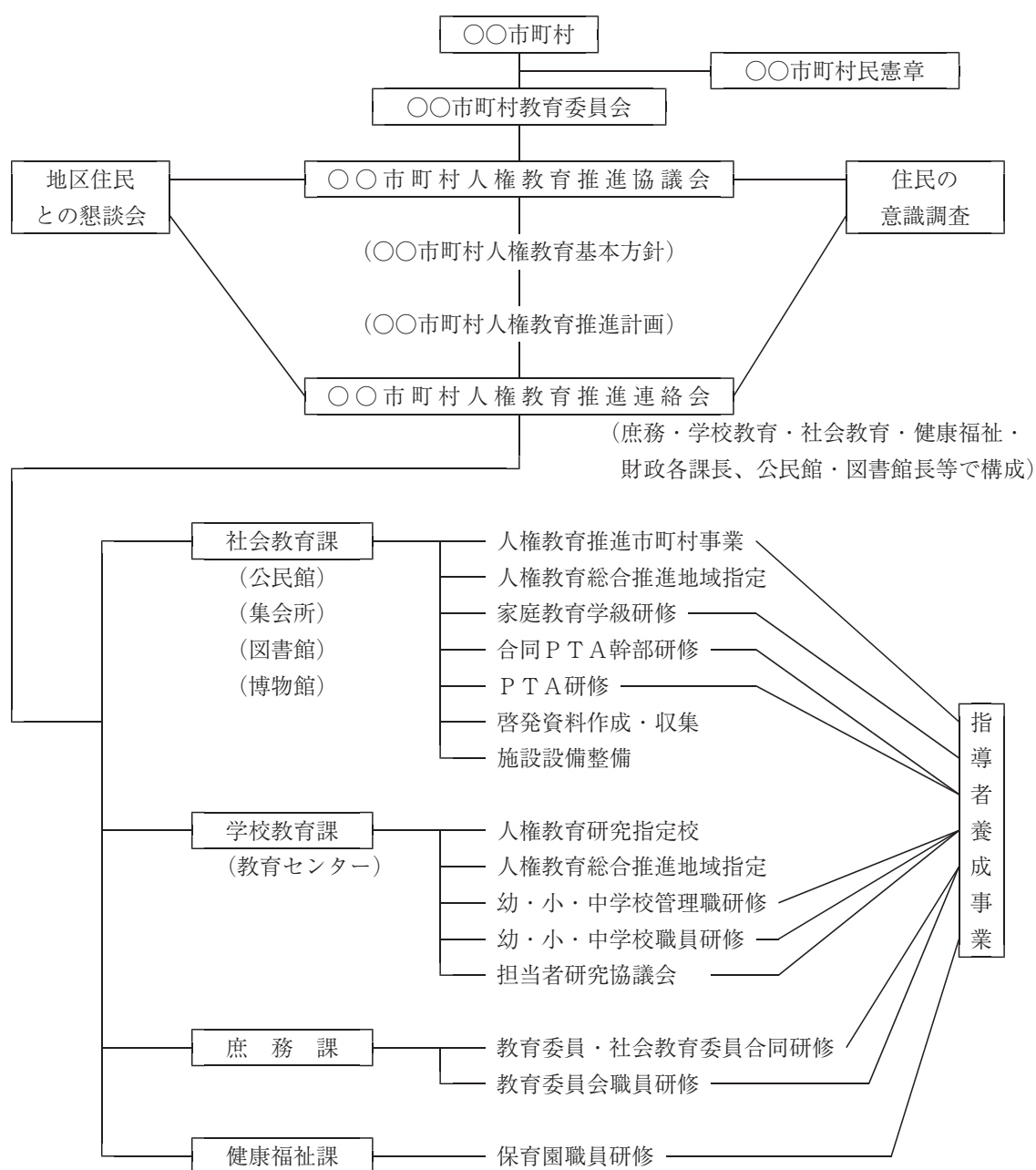
一方、人権問題や人権教育に関する研修等の内容を伝達したり話し合ったりすることによって、最も身近な啓発活動や学習の場となりうることもあるので、日常的な配慮とともに、このような取組の積み重ねが重要である。

【家庭において】

家庭は、生活の基盤であり、子どもの基本的生活習慣や情操及び道德観等を培う場である。また、学校で身に付けたことが生かされるような家庭教育が求められる。

そのため、家庭においても親（大人）自らが、人権問題に正しい理解と認識、社会的不正・不合理を許さない態度、人権意識に裏づけられた生活態度等の確立を図り、それが子どもに反映するような家庭づくりに努めることが大切である。人権尊重の精神は、乳幼児期から培われるものであり、家庭内の人間関係についても配慮する必要がある。

3 市町村における人権教育推進体制の例



Ⅲ 人権教育の学習方法

1 参加型人権学習

近年、人権教育では、講師から受講者への一方通行の情報伝達ではなく、参加者が互いにある課題に向かって意見交換したり行動したり考えたりすることによって、自らの気づきと参加者全体の気づきを深める学習方法が大切にされている。そのような手法や、その背景にある教育思想を総称して、参加型学習（経験、体験的学習とも）と呼んでいる。参加型学習の背景にある考えとは、社会は幅広い市民の参加によって築かれていくべきだということである。つまり、社会をつくりあげていく主役は住民であり、住民の中にはそのための経験と知恵がたくさん蓄えられているという考えである。

参加型学習では、内的葛藤という観点や参加者同士のやりとりが大切である。この二つの観点が抜けると、疑似体験やゲームは、薄っぺらな学習にとどまりかねない。内的葛藤とは、「差別はいけない」と差別を否定する気持ちと、「差別するのもやむをえない」「〇〇でなくてよかった」と差別を肯定する気持ちとが、一人一人の意識に同居している状態である。このような矛盾した意識をほとんどの人が持っている。この矛盾した気持ちを認め、それをよい方向に発展させることによって、様々な人権問題と自分自身とのかかわりが見えてくる。そのために学習者同士のやりとりが大切になる。

内的葛藤論という枠組みに立つと、学習者に葛藤を自覚してもらい、それを引き出すことが最初の目標になる。学習者から「〇〇でなくてよかった」という感想が出てきたら、それに注目する。否定するのではなく、むしろ考えるべき思いや疑問として大切にする。そして、「みなさんにも同じように、差別を否定する気持ちと差別を肯定する気持ちはないでしょうか。」と問いかけることによって、参加した多くの人が自分を見つめるようになりやすい。

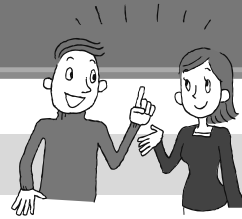
疑似体験・ゲームの有効性としては、自分の意識を見つめやすくなること、有効な教材を多数作ることが可能であること、実際に体験したことがなくても身近な問題として感じ取れる可能性があること、スキルの側面（ある事象に直面した時、それが「おかしい」と感じ、人権侵害だと「気づく」あるいは「見破る」ことができる技術）を強化できること、自己表現する活動に結びつきやすいこと等が考えられる。

なお、参加型学習を進めるには、「体験し、話し合い、反省し、一般化し、適用する」という段階を指導者が理解し、実践するための研修が必要になる。

本書では、大阪府が発行する人権学習シリーズVol.6「同じをこえて～差別と平等～」から、効果的な参加型人権学習プログラムを紹介する。本書掲載プログラムの他にも、多数プログラムが開発されているため、興味ある方は、下記二次元コードから確認されたい。



参加体験型学習(ワークショップ)を 進めるために



1 参加体験型学習(ワークショップ)とは

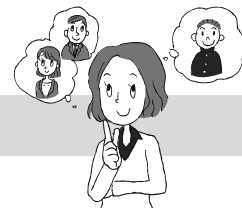
参加体験型学習（「ワークショップ」の意味）とは、単に知識を一方的に伝達する学習方法とは違います。その学びは、アクティビティと呼ばれる一つのまとまりのある学習活動（ゲーム的な活動や作業、対話など手法はさまざま）を組み立てて参加者に提供することで、問題を頭で理解するだけではなく、心の動きを受けとめ、身体を使いながらトータルに学ぶことを大切にしています。

人権侵害が起こるのは、地域・職場・学校など、さまざまな人がいる場です。それを解決するためには、知識を得るだけではなく、解決を進める態度やスキル（技能）を身につけることが必要です。そしてそれをもとに、社会における人権ルールをつくっていくことが大切であり、こうした実践的な学びのために、参加体験型学習は有効です。

参加体験型学習については、「楽しかった」といった声がある一方で、「自己紹介したりしないといけないので、照れくさいし、緊張して嫌だ」、「ゲーム的なことが多く、何のためにやっているのか分からない」といった声も聞かれます。しかし、これらのことを通じて参加者同士の関係性をつくったり、自分のことを相手に率直に伝える方法や相手のことを受け止めたりする「コミュニケーション能力」などを身につけるのです。まず自分自身で考え、自分なりの答えを探す。そして、参加者同士で一定の方向性や解決策を探っていくこと。これ自身が人権学習を深めていくために有効な取り組みとして重視されているのです。

ファシリテーターとは

この参加体験型学習を進行・促進する人をファシリテーターと呼びます。ファシリテーターは、単に学習を進行するのではなく、学びを促進していく役割を持っています。参加者の状況に応じて、学習活動（アクティビティ）を用意し、進行しながら参加者の意見を引き出し、気づきを促しながら、学びを深めていきます。ファシリテーターは、参加者と対等な立場で、ともに学ぶという姿勢を持つことが必要です。



2 学習を企画する

(1) 学習の目標を設定する

参加体験型学習は、その学習を通じて参加者とともに考えたいことや、めざしたい目標を設定することが必要です。対象者や学習が行われる場によって、どのような人権問題に関する理解や態度、技能を身につけていくのか、どのような取り組みに生かしていきたいのかを決めます。

そして、それを学習の最初に参加者と共有しましょう。

(2) 参加者を知る

学習の参加者がどのような人なのかをつかんでいくことが必要です。子どもなのかおとななのか、性別の割合、これまでどのような学習や取り組みをされてきたのかなどによって、参加者が何を考え、何に悩み、何を学びたい（ニーズ）と思っているかなどを推し量ることができます。それによって学習の目標を考えていきます。

(3) 参加人数

参加体験型学習では、参加者が意見を出し合ったり作業をするために、ペアやグループになります。人数が多すぎると十分意見が出せなかったり、参加者間の交流が十分にできない可能性があります。またファシリテーターが、参加者を十分に把握できないということにもなります。

逆に人数が少ないと、いろいろな意見が出されないので、学習の深まりが期待できない場合もあります。目安として、20～30人程度が進めやすいでしょう。

(4) 学習の流れ(プログラム)を考える

学習のテーマにそって、アクティビティを組み合わせさせていきます。組み合わせは学習の目標に到達することができるように、系統立てたものにします。人権課題への「気づき」から、社会で自分がどんな「行動」ができるかを体得する内容が必要でしょう。

また学習では、自らの考えを相手に過不足なく伝え、相手の話もきちんと聴く中で、問題を解決する力をつけることが必要となります。そのためのスキルを身につけられるよう配慮したプログラムとなっているとなおよいでしょう。

(5) プログラムを作る

①アイスブレイキング(ウォーミングアップ)

参加者の緊張や固い雰囲気をもたらし、意見を出しやすくしたり、作業を行いやすくするためのアクティビティをアイスブレイキング（「氷を砕く」の意味）といいます。アイスブレイキングには、学びの場を暖めるという効果の他に、学習を進めていくためのニーズ調査の役割も果たす場合があります。

方法は簡単なゲームや意見のやりとりなどさまざまです。学習の最初に入れるほか、学習の途中で入れたりもします。

②「わたし」「あなた」「みんな」を柱にプログラムを組む

学習後の日常生活とも結びつく内容となる工夫として、「わたし」「あなた」「みんな」を柱にプログラムを組むことが有効です。

「わたし」では、まず自分への認識を深め、自己肯定感情や自尊感情を育てます（自分の権利への認識も含む）。「あなた」では、相互理解や自他の尊重を、それを実現するスキルも含めて学びます。「みんな」では、社会へと視野を広げ、課題の解決策を考え、未来への展望を考えることのできる内容とします。

③ふりかえりにより意見や考えを共有する

アクティビティを進めた後、参加者がどう感じたのか、何に気づいたのかを自分自身でふりかえり、再確認します。それを参加者の間で紹介しあったり、発表することで、さまざまな意見にふれることができます。そのことによりアクティビティでの体験が整理され、本当に大切にすべきことを参加者全体で共有することができます。

3 会場と準備物



(1) 会場

講義形式とは違い、参加体験型学習では参加者が動く場面が多くあり、学習にあわせてその都度会場レイアウトを変えていく必要があります。そのためには、机といすは可動式のものの方がよいでしょう。また机といすを片づけて何も無い状態で使うこともあるので、広さは定員よりゆとりとした会場を選ぶほうがよいでしょう。

(2) 準備物

準備物はアクティビティによって変わりますが、よく使われる物として次の物が考えられます。

参加体験型学習(ワークショップ)を進めるために

〔どんなアクティビティでも用意しておいたほうがよいもの〕

★ホワイトボード(黒板)、ホワイトボード用ペン、イレイザー

…主催者からのお知らせ、出てきた意見のメモ、発表物の展示などさまざまな場面で活躍します。

★時間を計測できるもの(キッチンタイマー、ストップウォッチなど)

…時間を計るのに便利です。また、参加者にファシリテーターの声が届きにくい時など、何らかの音で活動の区切りを知らせたほうが伝わりやすい場合もあります。

〔よく使われる物〕

・マーカー(裏うつりしないように水性マーカーの方がよいでしょう)

・のり付きふせん(サイズは用途によって違いますが、正方形のものを使うことが多いです)

・白紙や模造紙(切って半分サイズで使う方がよい場合もあります)

4 プログラムを進めるにあたっての心がけ



(1) 安心してチャレンジできる場づくり

参加者が自分の意見を出したり、活動したりしやすくするためには、参加者が「この場では自分を出していいんだ」と思えるように「安全」な環境をつくることが重要です。

環境づくりの一つとして、学習をしていく際のルールを決めることが有効です。参加者から提案してもらいながらつくる、といったようにアクティビティとしてプログラムに組み入れる方法もありますし、ファシリテーターが提案して承認をもらう方法もあります。

また、学習の見通しを伝えたり、参加者どうしが知り合う機会を設けるなども必要です。

(2) 時には適度な葛藤も

一人ひとりを尊重することは大事ですが、学習が「癒しの場」だけで終わっては、学びを社会における実際の行動へとつなげることはなりません。参加者が、相手と自分との違いを見つけたり、それを主張する場合、時には居心地の悪さや不安を感じるかもしれません。しかし、現実の生活で問題を解決しようとする、「受容」だけでなく、「対立」と向き合う姿勢とスキルがないと問題は解決しません。

ファシリテーターは、場の安全確保を前提に、目標に向けて適切な課題＝ハードルを設定し、ハードルをクリアしようとする試みを促し、ともに学びをつくり出すことこそが大切なのです。

(3) 「正しい」答えよりプロセスを大切に

人権問題についてさまざまな状況がある現実の中では、学習によってすぐ答えがみつかるとは限りません。また参加体験型学習は、一つしかない正解を知る場ではありません。明確な答えをみつけれなくても、それを一緒に考えて取り組んだ経過(プロセス)や、その過程で自分をみつめる時間が大切なのです。

学習の答えは、参加した人の数だけあります。そこで出された多くの人の知識や経験、大切な事柄、そして人とのつながりが、これから人権に取り組む上での財産になるでしょう。

(4) 何を発言するかは自分で決めることのできる場に

参加体験型だからといって、必ず発言しなければならないわけではありません。

自分を見つめた結果を人に伝えるか伝えないかは、本人が決めることです。特に人権啓発・教育では自己決定が大切なポイントですから、学習の中でもそういった配慮が必要です。

また、参加者の中にはこれまで差別や暴力を受けた経験があるなど、つらい経験をした人が少なからずいるでしょう。つらい気持ちのまま無理に参加しなくてもいいこと、できる範囲で参加することをすすめます。

また、確固とした信念を持っていて、ほかの人の意見を聞かない人がいたら、その信念を認めながら、他の人の意見も聞いてみるよう働きかけます。ファシリテーターは、このような人もいる可能性があることをあらかじめ念頭においておいたほうがよいでしょう。

(5) 聞いているだけの人や話し続ける人が生まれない仕掛けを

参加者の中には、話し始めると止まらなくなる人がよくいます。その時は、ファシリテーターがある程度、一人が話す時間の目安を示しておくことが有効です。また「ほかの人はどうですか」などと声をかけて、話し合いに介入することも必要です。

1 グループの人数が6人をこえると「聞いているだけ」や「話し続ける人」が生まれやすくなります。話し合いへの参加が均等になる人数である4人で1グループをつくるなどの工夫もしてみるとよいでしょう。

また、全体の人数は肉声で声が聞こえる程度の20人～30人が適しているでしょう。参加人数が多くなればなるほど、緊張感や構えができてしまい、自分を見つめ相手を大事にするコミュニケーションの実践は難しくなります

(6) 参加者のもとへでかけよう

グループ内でのコミュニケーションに気を配るためにも、ファシリテーターはグループの間を歩き回ったほうがよいでしょう。そうすることで、次の学習の進行についての情報収集や、グループ内のコミュニケーションのアンバランスさへの指摘、議論を深める助けなどの助言をすることができます。

そのときには、一つのグループに集中するのではなく全体を見渡すことが必要です。全体を見渡すために適しているグループ数は、5～7グループ程度でしょう。

(7) 気になる発言は個人のものからみんなの課題へ

学習では、参加者一人ひとりの発言にある「気づき（疑問なども含む）」をみんなの課題として取り上げます。問題解決のために一般的な課題として話し合いの材料にすることで、学習で傍観者を生まず、内容も豊かなものになります。

(8) 差別的な発言や非難する発言には

人権問題を扱う学習の中では、時には差別につながるような発言が出たり、非難をするような発言が出たりします。その時も答えを急がず、他の参加者からの意見を出してもらいながら、参加者とともに考えていきます。プログラムの予定を変更して、その発言についての意見交換に時間をかけることも必要でしょう。

しかし、あまりにも過度な発言であったり、意見交換をする時間がないときは、ファシリテーターの考えをきっちり説明したいものです。

(9) 最後は必ず「現実」とつなげる

参加体験型学習が「楽しかった」という感想だけで終わることなく、学んだ内容が参加者の実生活をよりよくする一助になるためにも、学習活動の展開の最後に「現実」とつなげる要素を必ず入れることが大切です。「学習活動で体験したことを社会におきかえるとどのように考えられるか」「感じたことや、気づいたことをもとに、これからできることは何か」といった問いかけは不可欠です。

このことが、参加者に「学びの場への参加」から「社会への参加」を促すことにつながるのです。

(10) 学習を通し、実社会の課題解決をめざす

参加体験型学習は、自らと社会をふりかえるという学習プロセスを大切にします。

学習の中では、思いがけない反応や受け入れがたい意見も出てくることがあります。出てきた現象だ

けを見て学習を進めるのではなく、その背景に何があるかまで思いを馳せ、尊重することが大切です。

学習の場は非日常であるかもしれませんが、決して現実と切り離されているわけではありません。学びの場に参加する経験を通して実際の社会にかかわり、課題を解決していくことが学習の学びであることを忘れずに取り組むことが、学習後の生活を変えていく力となるのです。



5 ファシリテーターの心がけ

(1) 主役は参加者

ファシリテーターは大事な役割ですが、講演会の講師のように主役ではなく、あくまでも黒子です。進行がスムーズにいけば目立たない存在となり、意見を引き出す存在に徹します。

また、ファシリテーターが正論を押し付けてしまうと、その場は円満に終わったとしても、学習後に参加者が行動を変化させることにつながることはありません。どんなプロセスであれ、自分自身で考え他者と意見を交わすことによってこそ、学びが自分の身につく、実際の生活での行動を変えていくことになるのです。

(2) 参加者の力を信じる

講師は知識を持っている「偉い」人、参加者は教えられるべき「わかってない」人、という構図を学習の場で見ることがあります。けれども、どんな人も、もともと力を持っている存在です。まずは、その力を信じてファシリテーターが参加者に問いかけること。信頼こそが参加者の内側から学びを生み出すのです。

(3) まずは受けとめる

学習を進めていると、ファシリテーター自身が受け入れがたいような発言が出てくるときもあります。自分とは相容れないような意見や発言には反論したくなることもあるでしょう。ファシリテーターだからといって参加者の全てを受け入れる必要はありませんが、「そういう考えもあるんだ」とまず「受け止める」ことが大切です。その上でその発言を学びの教材として、目的達成のために必要な学習展開を行っていききたいものです。

(4) 正直であるということ

ファシリテーターは参加者に正直であるべきです。自分では判断がつかないことや考えもしなかったことが学習の場に出る場合もあるでしょう。また、緊張してうまく進行できない場合もあるでしょう。そういった時の自分の状態を「考えたこともありませんでした」「いま、とても緊張しています」といったように正直に参加者に伝えるのです。

このようなファシリテーターの自己開示とともに学ぶ姿勢が、参加者が自分自身のありのままに参加してよいと思えることになり、参加のハードルを下げることにつながるのです。

(5) すべてを一人で引き受けなくてもいい

ファシリテーターは、参加者から出た質問や意見にすべて一人で対応しなくてもよいのです。他の参加者を置き去りにして、一対一の対話になることこそ避けるほうが良いでしょう。傷ついたり、ひっかかったりする言葉や態度があった場合は、そのことが参加者相互の学びの機会となるよう、全体の課題とすることが大切になります。

6 ふりかえり



会場を一步外に出れば、参加者は日常の生活に帰ります。

学んだことが実生活で生かせるように、学習の目的を積み残さず、学習の時間内にある程度整理することが必要です。

(1) 参加者のふりかえり

学習の最後に学習をふりかえり、学んだ内容の整理を行いましょう。

このことにより、この学びを自分たちの生活の何に生かすのかを共有することができます。

(2) ファシリテーターのふりかえり

学習のねらいや進行計画をふりかえり、目標が達成されたかどうか、自分自身でふりかえりましょう。

そのことが、次に学習を計画する参考になります。

参加体験型学習(ワークショップ)を始める前に

学習を始める前にできる工夫 ～進めやすくなるためのワンポイントアドバイス～

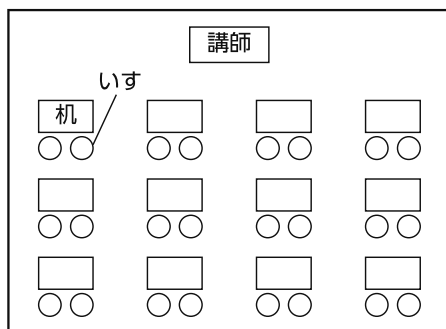
ポイント1 会場の形は柔軟に変える

ほとんどの参加者が参加体験型学習の受講が初めての場合、講演会形式で始めてもよいでしょう。ある程度の学習経験がある参加者の場合は、いすのみで講演会形式に設営します。いすのみにするのは、あとでグループを作る際に移動するので、始めは机がないほうが動きやすいからです。グループになって、書く作業などを行うときに使えるよう、机は会場の隅においておきます。

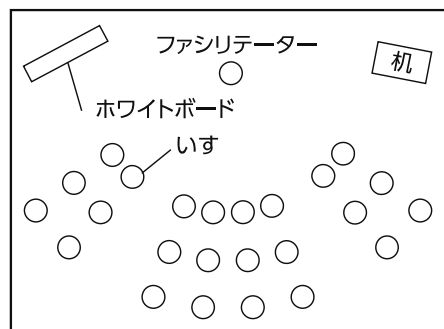
参加体験型学習の経験がある参加者のときは、始めから机なしでいすを半円形（扇型）や円形に並べておいてもよいでしょう。

講演会の場合も、半円形（扇型）に机といすを並べておくと、柔らかな雰囲気始めることができます。参加者に合わせて、工夫してみてください。

〔講演会形式〕



〔半円形〕



ポイント2 会場に入る時から関係づくりは始まっている

参加者を会場に迎える時、会場に入って参加者に声をかけましょう。

参加者席に入り込んで、あいさつ程度でもかまいません。

おはようございます、こんにちは、今日は寒いですね、席は決まっていたか、

何時ごろから来られているんですか、などと声をかけてみます。

これには参加者との出会いを楽しむとともに、参加者と講師の境界線を緩めるような効果があります。

ポイント3 参加者と「ちょうどよい」距離感を

ファシリテーターは、参加者と近すぎず、遠すぎずの位置で話しましょう。会場の広さにもよりますが、30人程度ならマイクなしで声が届く程度がちょうどいい距離です。

物理的な距離だけでなく、気持ちの距離を近くし、参加者とできるだけ対等な関係にするため、演台などは使わないほうがよいでしょう。資料を置くための机があれば十分です。机の上には、ファシリテーターのための資料、配布プリント、学習活動の中で使う紙やマーカーを用意しておきます。

あとは、ホワイトボードを書きやすい位置に置きます。マーカーがかすれていないかも、事前に確認しておきましょう。

ポイント4 今日参加体験型で始まるというイメージづくり

学習に入るための導入として、今日の学習方法は「講演＝一方通行」ではなく、「参加型＝双方向、学びあい」であることを説明しておくほうがよいでしょう。

「皆さんと一緒に考えたいと思っています。」「今日は、皆さんの考えや感じられたことを大事にしながら進めたいと考えています。」「できるだけ遠い話ではなく、身近なところから考えていきたいと思っています。」といったことを伝えましょう。

この話をしながら、以下のことを大切にするとよいでしょう。

☆参加者のようすや表情などに注目するなど、参加者に関心を示します。

☆参加者どうしの関係などにも関心を持って近づきます。

ポイント5 学習のルールを作る

お互い気持ちよく学ぶために、場の規範（ルール）を共有しておくことは大切です。参加体験型学習の主役が参加者であることからすると、ルールを作るところから参加者とともに行うのが望ましいです。

しかし2時間程度の学習では、ルール作りから行う時間を取ることは困難です。そこで次善の策として、共有したいルールをファシリテーターから説明します。ルールの内容だけでなく、なぜ必要なのかもあわせて話すようにしましょう。

以下、ルールづくりの例（ファシリテーターの話す例）を紹介します。

学習では、ファシリテーターが一方向的に講義をするのではなく、皆さんが感じられたことや、考えられたことを大切にしながら共に学びあいます。

そのためには、皆さんが安心して話せて、できるだけ本音で語り合える場にしたいものです。

皆さんが安心して学びを深めるために必要なこととして、学習に入る前に、今日のルールとして次の3つをお願いします。＊板書、またはあらかじめ書いてきたものをはります。

1つめは「参加」です。

今日の学習は参加体験型学習で行います。主役は、講師ではなく、参加者の皆さんです。ですから、ぜひ、積極的にこの場に参加していただきたい、ということです。

2つめは「尊重」です。

学習の中では、参加者の皆さんどうしや、わたしとの間でいろいろなやりとりをします。そこでは、「正解」や「期待された答え」はありません。できるだけ、皆さん自身の考えを、皆さん自身の言葉で出し合っていただければと思います。いろいろな意見が出ると思いますが、それをお互いに尊重しあいましょう、というルールです。

中には、自分とは正反対の意見や、考えもしなかった意見もあるかもしれません。それに無理やり同意する必要はありません。「違う」「おかしい」と否定するのではなく、「なぜそう思うのですか」「わたしはこう思うんですけど」と、理解を深めようとするというのが「尊重」という意味です。

3つめは「守秘」です。

意見を述べるときに、自分の経験から話される方があるかもしれません。一般論ではなく、そうしたご自身の具体的なことから話していただけるのは大歓迎です。ただ、そのお話は、この学習の枠組みの中、グループでの話し合いの関係性の中で出してください。学んだものですから、学習の場から持ち出さないようにしてください。

自分の経験や出来事について、誰に、どこまで、どんなふうに話すかを決められるのは、その人自身だけです。「いい話だから」といっても、勝手に紹介するのではなく、話すならその本人に確認してからにしてください。もちろん、学んだエッセンス、ご自分が学習を通して考えたことなどは、どんどん他の方に話して分かち合ってください。

差別は「する」もの…？ ー構造としての差別ー



めやす

90分

時 間	動 き(プログラムの流れ)	ポイント
トータル時間 アクティビティごとの時間	ねらい ①差別を個人の行為としてのみとらえるのではなく、社会の構造としてとらえ、すべての人にとって取り組むべき課題であることを理解する。 ②意識や気持ちのあり方など、内面に焦点を当てるだけでは差別解消は困難であることを理解し、具体的な場面を想定した学習を通して、現実に行う可能な行動の選択肢を増やす。 ③自らが変化することによって、社会をより良いものに変えることができる、という、肯定的で効力感をもった社会への見方・関わり方をめざす。 キーワード 構造的差別、中立、責任 流れ(時間配分も含む)	
スタート 5分	1 ねらいと進め方の説明 今日はワークショップ形式で学んでいきます。ワークショップというのは、答えがあらかじめ決まっているのではなく、参加者のみなさんがやりとりしながら、考えを深めていく学び方です。 人権というと、難しく思われる方も多かもしれませんが、できるだけ身近なところから考えていきたいと思っています。 正解があるわけではありません。皆さんには、普段の言葉で、自分の思うことをおしゃべりしていただければと思います。 そのために、3つ、お願いがあります。この場では、「協力・尊重・守秘」をルール(約束)としたいのです。「協力」とは、おたがいに学ぶために協力しましょう、ということ。「尊重」とは、それぞれのあり方や意見・思いを尊重しましょう、ということ。「守秘」とは、ここで出された個人の経験や考えはこの場にとどめる(外に持ち出さない)、ということです。	●「協力」「尊重」「守秘」と板書する。
導入 5分	2 ウォーミングアップ [意識するのはどんなとき?] [設営とペアワーク] では、さっそく輪になって座ってください。	●時間があれば、輪になるのに、「誕生日順」「名前前の五十音順」など工夫をするとよい。

1人おきに、内側に入っていただいて、向かい合った内外に二重の輪になって、向かい側の人とペアになってください。

これから、ペアで1分ずつ、話し手と聴き手を交代しておしゃべりしていただきます。これから挙げるテーマについて、日ごろどのくらい意識しているか、意識するのはどんな時かを話してください。

15分

1つのテーマごとに席をずらし、ペアの相手を変える。内側・外側のどちらが先に話すかも指示する。

テーマ例

「肩のコリ具合」
「天気予報」
「空気」
「自分の納税額／社会保険料」
「地球温暖化」

5分

【ふりかえり】

話してみて気づいたこと・感じたことはありますか？
何かを意識するかどうかの境目はこういったところにあるのでしょうか？ 意識したことにはどのように対応していますか？
(参加者から出た意見を適宜、板書する)

では、「人権」や「差別」について意識することはありますか？
意識するのはどんなときでしょうか？
これから、状況カードを使って考えてみましょう。

メイン

30分

40分

③ 個人の行動と社会の構造

10分

【設営と説明】

では、ペアが2つ集まって、4人のグループを作り、グループごとに机を出して座ってください。紙とマーカーをお配りします。

紙とマーカーを各グループに配付する。座標軸を板書する。

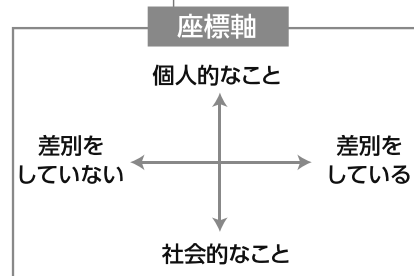
これから「状況カード」を配ります。カードには、ある行動が書いてあるのですが、その人個人の行動は「差別をしている」と言えるでしょうか、「していない」と言えるでしょうか。また、その人の行動は「個人的」なことでしょうか。「社会的」なことでしょうか。グループで話し合っ、紙に座標軸を書いてカードを配置してみてください。

ホワイトボードに座標軸を書く。板書した座標軸を紙に書き写してもらう。

始めにも言いましたが、正解はありません。グ

- 雰囲気はほぐれてきたら、1分交代ではなく、2人で2分間自由に話す、というやり方にきりかえてもよい。
- テーマは、時間や参加者のようすに合わせて選ぶとよい。意識するかどうか差がある項目がある方があとの展開にもつなげやすい。
- 「空気」については、「呼吸している空気」「場の空気」など、参加者が解釈した意味でよい。
- 「納税額／社会保険料」の具体的な額を話す必要はない。税や社会保障など、私たちの生活に不可欠ではあるが複雑で実感しにくい社会の仕組みをどう意識しているのか問いかけるためにテーマの項目として入れている。
- 「自分に影響のあること」「不都合を感じていること」について意識する、という意見がよくでる。

- 「住むところを選ぶときに…」編・「駅で車椅子の人と出会ったときに…」編の2種類あるので、グループごとに分けるか、どちらか1つにするかはファシリテーターが決める。
- 白紙のカードにファシリテーターが考えた項目を追加してもよい。



差別は「する」もの…？

ループで意見がまとまらないときは、どういった点で議論になったかを後で教えてください。どのような話をされているのか、私も会場を回って、聞かせていただきます。

「状況カード」を各グループに配付する。

10分

【グループ討議】

グループ討議を行う。

15分

【発表と共有】

では、グループでの話し合いの結果を1分程度で発表してください。特に意見が分かれたのはどの項目でしょうか？ どういった意見の違いがありましたか？ また、やってみて気づいたこと・感じたことはありますか。普段、「差別をする」というときにイメージしている事柄と、今回の分類とはどのような違いがありましたか。

5分

【コメント】

「差別をする」という言い方があります。「する」に対して「しない」と考えると、多くの人は「しない」でしょうし、そうであることは大切です。「する」に対して「される」と考えると、「自分はされたことはない」という人も多いでしょう。そうすると、「自分は差別を「しない」し、ましてや「される」ことはないから、差別とは関係ないというように思いがちです。けれど、私たちの暮らす社会には、現実には差別があります。本当に差別と関係なく過ごすことは可能なのでしょうか。「問題の一部になるのではなく、解決の一部に」という言葉があります。社会に差別という問題があるのですから、その社会の一員である私たちのあり方には、「差別のある社会を容認する」(問題の一部)か、「差別を解決すべく社会に働きかける」(解決の一部)、のいずれかとなります。「差別は自分と関係ない」という言い方は、差別のある社会を(肯定しているわけではないにせよ)容認してしまう危うさがあります。差別を「個人の行動」としてのみとらえるのではなく、「社会のあり方」としてとらえること、差別した人が反省するだけではなく、より良い社会にするためにすべての人にできることがある、ととらえることが大切なのではないでしょうか。

●参加者が話し合いに慣れていない場合には、グループの中での役割分担を設定するとよい。

●話し合いの間は、グループを回って、どのような意見が出ているかを確認する。

●分類が早く終わったグループには、座標軸のあいているスペースに項目を入れるとしたらどんなものが入るか、考えてもらうとよい。



●できれば、「差別をしている」中でも「社会的なこと」に分類されているものを選ぶ。

つなぐ

70分

23分

4 わたしが変わる、社会が変わる

5分

【説明】

では、先ほどのカードの中で、「差別をしている」に分類されたものについて、どんなことができるのか具体的に考えてみましょう。

紙を配る。表を板書する。

差別につながる行動をなくすために「始めたいこと」「やめたいこと」「変えたいこと」は何でしょうか。「個人で」できること、

表

	個人で	社会全体で
始めたいこと		
やめたいこと		
変えたいこと		

終了

「社会全体で」取り組みたいこと、それぞれのアプローチから考えてみましょう。お配りした紙に表を書いて、マスの中に具体的な行動を記入してみてください。

できるだけいろんなアイデアを出してみましょう。

7分

【グループ討議】

グループ討議を行う。

6分

【発表】

では、グループの半分の方、立ちあがって他のグループがどんなアイデアを出したか見に行ってください。残っている方は、見に来た人に説明してください。3分で交代します。

5分

【おわりに】

「差別は関係ない」「差別をしない」ということではなく、私たち一人ひとりが具体的に行動することで「差別のある社会」を考えることはできます。今、表に記入した項目を参考に、今日の学びをいかして、ぜひ、行動に踏み出してください。

準備物

- 模造紙またはA3程度の大きめの紙 グループ数×2枚
- 状況カード グループ数分のセット ※切り離して使う
- マーカー 各グループ数本
- タイマー
- ホワイトボードとホワイトボード用マーカー

差別は「する」もの…？

状況カード ※切り離して使う

「住むところを選ぶときに…」編

A	B	C
家賃が高いから、その地域に住むのを避ける。	家賃が安いから、その地域に住むのを避ける。	「あの地域はやめといた方がいい」と言われたから、その地域に住むのを避ける。
D	E	F
実際に行ってみて、なんとなく好きじゃないから、その地域に住むのを避ける。	物件は気に入ったが、「あの地域はやめた方がいい」と言われたから、その地域に住むのを避ける。	悪い評判を聞いたから、その地域に住むのを避ける。
G	H	I
嫌いな人が住んでいるから、その地域に住むのを避ける。	イヤな思い出があるから、その地域に住むのを避ける。	駅からの距離や、買い物・学校・病院などの施設が不便なので、その地域に住むのを避ける。
J	K	L
被差別地域だから、その地域に住むのを避ける。		

状況カード ※切り離して使う

「駅で車椅子の人と出会ったときに…」編

A	B	C
エレベーターがないけど、急いでいるので通り過ぎる。	エレベーターがあるので、通り過ぎる。	駅員さんをお願いしているようなので、通り過ぎる。
D	E	F
ラッシュの時間帯なので、車椅子の人とは別の車両に移動する。	「ジャマ!」と暴言を吐かれているのを見たが、通り過ぎる。	急いでいるのに乗降に時間がかかって電車が遅れたので、舌打ちをする。
G	H	I
エレベーターが満員だが、先に乗っていたので、ゆずらない。	「かわいそうに!」と思ってあまり見ないようにする。	「大変ですね」と声をかける。
J	K	L
「お手伝いすることはありますか」と声をかける。		

差別は「する」もの…?

オープニングプログラム

アイスブレーキングの例①

そろわない競争



ねらい

それぞれの思いの違いに気づくことで、相手の考えや気持ちを思いやったり、尊重したりすることが大切である。

【グループ】

4～6 人のグループ

【進め方】

- ① 進行役を決め、質問 1 を決める。参加者はその答えをワークシートに書く。
- ② グループでそれぞれの答えを発表し合う。全員が違う答えになっていれば OK !

例：「好きな食べ物は？」

A さん「おすし」 B さん「ステーキ」 C さん「うなぎ」 D さん「そば」

⇒全員が違う答えなので OK!

- ③グループで質問2を考え、それに対する答えをワークシートに書く。

- ④グループでそれぞれの答えを発表し合う。全員が違う答えになっていれば OK !

【ワークシート】

そろわない競争

質問①

自分の考え

質問②

自分の考え

オープニングプログラム アイスブレーキングの例②

○× (YES/NO) クイズ



ねらい

講座等のテーマに合った○×クイズに参加することで、話題を提供するとともに、緊張を緩和することができる。

全国には、「朝ごはん条例」を
制定している町がある。
○か×か？

あった方がいいと思うから、
期待を込めて○！

ありそうだけれど、きっと
ないと思うわ。



【準備物等】

○ (YES)、

× (NO) の札

※青森県鶴田町は、2004 年に「朝ごはん条例」を全国で初めて制定。
よって、答えは○。

【主な流れ】

①テーマに合った○×問題を用意しておき、クイズを出す。

※質問例を考える際には、ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」内の「親力診断テスト」
https://www.skplaza.pref.chiba.lg.jp/ikiiki/oyaryoku_up/shindan の問題を参考にし、なるべく
講座等のテーマに沿った質問を選ぶ。

※答えの正解を言った後、簡単な説明をしたり、近くの参加者同士で正解に関して体験談や感想を
交流させたりするなどして、単なる「あてっこ遊び」にならないように配慮する。

②(最後のクイズが終わった後)、すべてのクイズと答えのふりかえりをする。

※進行役が、「全問正解だった人？」などと、挙手させてもよい。その際、その人に対して、参加者
全員で拍手する。

【運営上の留意点】

講座等の目的にもよりますが、オープニングプログラムとして簡単に行うのであれば、説明は端的
にテンポよく進めていきましょう。「座談会プログラム」と合わせて行うのであれば、体験談などを交
えて感想交流の時間をしっかり確保しましょう。

いずれにせよ、目的に応じて活動内容や流れを決めるのが基本です。

問題解決能力の向上を目的とする研修手法

問題解決能力の向上を目指すためには、思考を広げる手法、課題を分類、分析する手法、実践が結びつける手法の3ステップの手法を組み合わせる研修手法が効果的である。

<主な手法>

1. 思考を広げる手法
2. 課題を分類、分析する手法
3. 実践に結びつける手法

◆思考を広げる手法

ブレインストーミング（アイデアを生み出す）	
特 徴	時間（40～60分程度）
○受講者が気楽な雰囲気の中で固定観念を排し、自由に思い付きやアイデアを出し合い、そこから創造と連想を働かせて、多くのアイデアを生み出すことができる。	思考整理 ★★★★★
	気 付 き ★★★★★
	仲間作り ★★★★★
活動の様子	（1グループ 5～10人程度）
【会場のレイアウト例】 好き嫌いをなくすには？ 【準備物等】 ・付箋紙（あれば） ・模造紙（グループ数） ・マジックペン	
主な流れ（例）	
1 講話や体験活動を行う前に、付箋紙を用意しておく。（付箋紙を使わなくてもできる。） 2 自由に発言し、すべてを黒板や模造紙等に記録する。（付箋紙の場合は、模造紙に貼る。） 【発言の際のルール】 ・批判厳禁：出されたアイデアに対しての批判などは一切してはいけない。 ・自由奔放：どのような突飛なアイデアでもよい。アイデアを思いつくままに出し合うことが大切。 ・相乗り歓迎：他のアイデアに乗って出されるアイデアも歓迎。 ・質より量：できるだけたくさんの多様なアイデアを出すことが望ましい。 3 出されたアイデアをまとめて、意見をまとめる。 ※進行役は、あらかじめ決めていた時間を知らせ、終了の合図を出す。	
運営上の留意点	進行役は、的外れな方向に進まないように軌道修正を！
発言が尽きるまで行う場合と、はじめから時間を設定して行う場合があります。連続であまり長い時間行っても効果が薄いので、進行役は、気分転換等を図るなどして状況を見ながら進行しましょう。また、アイデアが出ない時は、ワークシートの「オズボーンのチェックリスト」など、チェックリスト法を活用しましょう。	

マンダラート（解決策を考える）

特 徴

○マスを用意すればいつでも気楽に発想することができ、周りに解決策を展開することで、発想の広がりイメージすることができる。講話や体験活動の後に活用方法などのアイデアを多く出し、さらに深めることができる。

時間（40～60分程度）

思考整理 ★★★★★☆

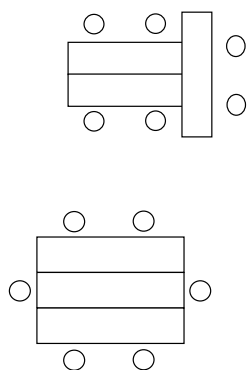
気 付 き ★★★★★☆

仲間作り ★★☆☆☆☆

活動の様子

個人でも可。グループの場合は、1グループ4～6人程度

【グループのメンバーの配置例】



【準備物等】

- ・ワークシート
(各自1)
- ・模造紙
- ・マジックペン

マンダラートは、一人でもできるけれど、あとでみんなのシートと比べると、いろんな解決策があっても面白いわ。



8つの中から価値のある解決策を選んで、2枚目の中心テーマに置くのね。

主 な 流 れ（例）

- 1 3×3のマトリックスを描いた紙を用意する。
- 2 中央のマスにテーマを書き、その周りに、解決策をマス1つにつき、1つずつ計8つ書く。
- 3 8つのうちから1つ価値がある解決策を選び、新たなマトリックスで考える。

テーマ例）よい親であるためには

①

.....	楽しく毎日 を過ごす	進んで挨拶 をする
.....	よい親である ためには	しつけを する
.....		

②

.....	振り返りの 時間を持つ	自ら規則正 しい生活を
.....	しつけをす るためには	小さなこと でもほめる
.....		

- 4 グループ内で、どのようなマンダラートを作ったかについて、情報交換する。

※進行役は、同じテーマでも解決の方向が様々であることに気付かせるような声かけをする。

運営上の留意点

8つの中すべてに解決策を埋めるようにします。

1回目に展開したすべての解決策について、さらに展開する必要はありません。具体的に考えていく価値の高いものや、重要度の高いものを選んで、広げていくように声をかけましょう。また、グループ内でお互いの解決策を紹介し合うことで、さらに発想が広がるので、途中で紹介し合わせてもよいでしょう。



出典：千葉県版親プロ「きずな」

〔オズボーンのチェックリスト〕

年 月 日()

お名前

①転用 ・新しい使い道はないか？ ・他分野へ適用できないか？	②応用 ・似たものはないか？ ・何かの真似はできないか？	③変更 ・形式を変えたらどうか？ ・意味を変えたらどうか？
④拡大 ・何かを加えたらどうか？ ・回数を増やしたらどうか？	⑤縮小 ・分割したらどうか？ ・やめたらどうか？	⑥代用 ・他の場所にしたらどうか？ ・他の人にしたらどうか？
⑦置換 ・他の順序にしたらどうか？ ・入れ替えてみたらどうか？	⑧逆転 ・役割を逆にしたらどうか？ ・立場を変えたらどうか？	⑨結合 ・組み合わせたらどうか？ ・目的を結合したらどうか？

※「オズボーンのチェックリスト」とは…

ブレインストーミングを考案したアレックス・F・オズボーンが作った発想のためのリストで、あらかじめ準備したチェックリストに答えることで、新しいアイデアや改善案を発想しやすくします。

マンダラート（ワークシート）

年 月 日()

	テーマ	

お名前

2 映像教材の利用

【映像教材の特質と意義】

すぐれた映像教材は、講演や講義と違って視覚や聴覚に具体的にしかも直接訴えるため、その印象は強く、それを見るだけでも私たちに新しい知識を与えたり、人間の生き方について深く反省させたり、考えさせたりする力を備えている。また、内容を容易に受け入れることができるので、登場人物と同化して視聴者の心情を大きく揺さぶるという長所がある。

このように、心情に直接作用して強い印象を与える映像教材は、人権問題の確かな認識を持たせるための啓発資料として、意識の変容を図る人権教育の手段として有効な手立てである。しかし、映像教材を利用するねらいは、単に個々の人が映像教材から何かを学びとるだけでなく、映像教材を中心に集団で共同学習を行い、これを契機として共通の意識と実践を高めていくところに大きな意義がある。

このような長所をもつ映像教材も、事前事後の指導を誤れば逆の効果をもたらすことにもなりかねないので、その取扱いには慎重を期することが大切である。

【映像教材利用上の留意事項】

(1) 指導者としての配慮事項

① 映像教材の計画的利用

年間計画、学習展開例等を作り、系統的な学習ができるようにすることが大切である。予定した学習活動全体の筋道の中に、その映像教材の提示の時期や提示の仕方、提示の直前直後の指導の方法までを、できるだけ具体的に織り込んでおくことが必要である。

② 映像教材は目的ではなく手段である。

映像教材を使う場合は、映像教材そのものに全面的に頼るのではなく、あくまでも所期の目的が達成できるよう計画されることが大切である。その映像教材によって何を学習し、どのような事柄を身につけようとしているのかという利用の目的を、すべての学習者によく理解させておくことが必要である。

③ 学習対象者の十分な把握

人権問題について、一応の学習を積んだ人、そうでない人、年齢、性別、社会的立場などの違いがあり、対象者の実態を十分把握しておくことが必要である。

④ 差別の要因となるものについての掘り下げ

私たちの生活の中にある習慣は、厳しい差別の時代につくられたものが多くある。そのため、慣習が内包する差別性に気づかず、地域社会や家庭の中で拘束され、支配されて生活している場合がある。そこに、偏見や歪んだ情報を受け入れがちな日常生活の安易さがあることに気づかせ、「人権尊重の精神の確立への道しるべ」を明確にしていくことが必要である。つまり、教材の中の差別の要因となる素地について気づくような継続的な学習が必要である。

⑤ 学習目標と映像教材との適合性

それぞれの映像教材には、必ずねらい（製作意図）や視点、あらすじが示されているが、指導者は事前に試写して内容を的確に把握し、指導に臨むことが肝要である。

⑥ 分析的取扱いの行き過ぎは危険

分析に深入りし過ぎることは、学習者の評論的態度を助長し、生産的でなくなるので注意したい。

⑦ 一人ひとりを大切にする学習計画

視聴後、学習者が誤った受け取り方をして差別の再生産を生み出す結果にならないように、上映後の学習課題を明確にしておく必要がある。また、誤った受け取り方、差別的なものに対しては、きちんと指導しておくことが大切である。

(2) 学習者に対する配慮事項

① 物語性に流されないこと

映像教材だということで、現実を離れた感覚で視聴しがちである。ともすれば、「今どきそんなことがあるのか」というように観念的に捉え、現実離れして考えられやすい。

- ② 感動を行動化する手だて
胸につまるその感動が、差別をなくしていくという意欲化や行動化につながるようにしたい。組織的な自主学習に発展するよう臨機応変の対応が必要である。

- ③ 事前に解説し過ぎない
学習者を尊重する立場に立ち、指導者の考えや意図を印象づけないで、ごく自然な雰囲気興味を持たせ、視聴させることが大切である。

(3) 鑑賞の視点

- ① 表現（言葉、文字、態度）と差別との関わりを知る。
② 差別の厳しさを知ると同時に、人々が差別と懸命に闘っている姿、差別に負けずに明るくたくましく生きている姿を知る。
③ 偏見や差別がいかに人間を不幸にしているかを知る。
④ 差別をなくすために一人ひとりが何をすべきかを考える。

【映像教材活用の方法】

(1) 活用のスタイル

映像教材の上映だけで研修等を終えることは、映像教材そのものの意図するねらいや内容が明確にされなかったり、誤解されたりする場合があるので、好ましい方法ではない。

- ① 映像教材を学習の初めに利用する場合 (3時間)

40～50分	10分	40～50分	60分	10分
視聴	休憩	講演・講義（話し合い）	話し合い	まとめ

<長所>

- ・映像教材から出された課題を講義や講演の中で補足することによって、映像教材の狙いをより明確にすることができる。また、実生活と関わらせての学習や、フィルムフォーラムのような学習形態に適している。

<留意点>

- ・事前に映像教材の視点を説明し、問題意識を明確にするとともに、映像教材の狙いと講義、講演の内容がかけ離れないよう留意する。

- ② 映像教材を学習の中ごろに利用する場合 (3時間)

20～30分	40～50分	10分	60～80分	10分
講演・講義（話し合い）	視聴	休憩	話し合い	まとめ

<長所>

- ・学習（指導者）の狙いとする方向へ進めやすく、課題や意見なども引き出しやすい。

<留意点>

- ・課題や意見が多く出やすいので、焦点が合わなくならないよう配慮する。

- ③ 映像教材を学習の終わりに利用する場合 (3時間)

30分	60～80分	10分	40～50分	10分
講演・講義（話し合い）	話し合い	休憩	視聴	まとめ

<長所>

- ・講演、講義や話し合いに重点を置き、さらに映像教材によって理解を深めることができる。場合によっては、再度上映するとさらに効果的である。

<留意点>

- ・映像教材そのものに対する評価にとどまりがちなので、まとめにおいて焦点化するように配慮する。

(2) 視聴の直前・視聴中・直後の在り方

① 直前の取扱い

視聴する直前に短い時間を取り、その映像教材から何を学習するかについて、学習者の心構えを確立しておくことが大切である。視聴前にその映像の内容について概略を知っておくことは、学習者の期待を高め、動機づけに有効である。それには、事前に参考資料を提示したり、プリントを配ったり、指導者が簡単に解説したりするなどの準備をすることが必要であろう。

また、映像教材から学習すべき要点を整理して明らかにしておくことは、学習者の一人ひとりが問題意識をもって教材に接することができ、学习上極めて有効である。問題意識を喚起するには、前もって学習者が主題に関連した自分たちの日常の生活経験を話し合い、問題点をまとめておくといよい。

なお、予備知識が必要だと判断したら、適当な方法で伝えておくことも大切である。ただし、直前の取扱いはあまりくどくならないように、できるだけ短時間で簡潔に行うことが大切である。

② 視聴中の取扱い

視聴中は、指導者も熱心に視聴しながら内容の理解に必要な補足を行う、メモ用紙を準備して参加者に内容の大切なところを記録させるようにするなど、全員で教材の内容を積極的に受けとめることが何よりも重要である。

③ 視聴後の取扱い

視聴の終わった直後には、視聴によって得たものを皆で確かめ、整理し合って、経験や知識の中に統合していくことが大切である。それには、司会者を中心にして話し合いを進めて要点をまとめたり、それぞれの学習者が持った疑問を出し合ったりして、お互いに意見を述べ合って解決に努めることが極めて有効である。これを実生活に生かしていくことを計画したり、引き続き新しい学習に発展したりしていくよう、視聴した経験全体を動機づけとして励まし合ったりすることができるならば、効果は一層実りの多いものとなることが期待できる。

④ 評価

ア 学習過程の評価…学習の結果よりプロセスを大切にする。

イ 学習成果の評価…いくつかの学習の結果から、その地域で実践できるものを取り上げていく。

⑤ 留意点

映像教材を利用した学習は、ともすれば一方通行の学習になりやすく、単に見ればわかるという安易な考えから受動的な学習に陥る傾向をもっている。この欠点を補うためには、事前や事後の話し合いの在り方が大切である。単なる見せっぱなしの利用法は、効果を失うことにもなるので気をつけたい。



Ⅳ 千葉県の社会人権教育事業 (社会人権教育指導研修事業)

同和教育の県下全域への浸透・充実を図ることを目的に、社会同和教育担当者を対象とした研修事業として、昭和47年度から「社会同和教育中央研修会」並びに「社会同和教育地区別研修会」を実施してきた。さらに、昭和57年度から各地域で同和教育の推進の核となる指導者の養成を目的に、「社会同和教育指導者養成講座」を設けた。

平成9年度から文部省の人権教育促進事業（人権教育指導研修事業）に組み込み、「社会同和教育」の部分を「人権・同和教育」に名称変更し、平成15年度から「人権・同和教育」を「人権教育」に名称変更し、さらに、平成18年度から「社会人権教育」に名称変更した。

1 社会人権教育中央研修会

(事業目的) 人権教育推進上の諸問題について研究協議し、人権教育の全県的な推進・充実を図る。

(参加対象) 各市町村教育委員会の社会人権教育担当者、教育事務所社会教育主事

【令和5年度実施内容】 令和5年5月31日(水) 千葉県総合教育センター

- 全体会 ・説明「千葉県における人権教育の推進について」
・講演「子どもの権利条約について」
講師：千葉県ユニセフ協会
・人権啓発ビデオ「めぐみ」視聴
- 分科会 ・「各市町村教育委員会における人権教育の取組について」
各市町村からレポートに基づき、事例発表・情報交換、今後の取組について協議

【令和6年度実施内容】 令和6年5月29日(水) 千葉県総合教育センター

- 全体会 ・説明「千葉県における人権教育の推進について」
・講演「子どもの権利について」
講師：公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
・人権啓発ビデオ「ホーム」視聴
- 分科会 ・「各市町村教育委員会における人権教育の取組について」
各市町村からレポートに基づき、事例発表・情報交換、今後の取組について協議

2 社会人権教育地区別研修会

(事業目的) 社会人権教育推進上の諸問題について研修し、人権教育の地域への浸透を図る。

(参加対象) 各市町村社会教育委員、家庭教育指導員、公民館職員、図書館職員、PTA関係者、社会教育団体の指導者等

【令和5年度実施内容】 参加者合計：509人 動画視聴：528回

事務所名		葛 南	東葛飾	北 総	東上総	南房総
基調講演	演 題	「自分らしく生きていくこと」	「パラリンピックを通じた共生社会」	「多様な性って何？性的マイノリティって何？」	「弁護士による『いじめ予防授業』の実践」	「拉致問題と人権」
	講 師	乙女塾 project 代表	特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟アルペン副委員長・普及副委員長	多様な性を考える会にじいろ神栖 代表	宮下国際法律事務所 弁護士	新潟産業大学 経済学部 特任教授
研修	テーマ	人権教育の現状と課題	人権教育の現状と課題	人権教育の現状と課題	人権教育の現状と課題	人権教育の現状と課題
	提 案	県教育庁 社会教育主事	県教育庁 社会教育主事	県教育庁 社会教育主事	県教育庁 社会教育主事	県教育庁 社会教育主事
参加者数(人)		37	61	130	176	動画再生 528回 105

【令和6年度実施内容】 参加者合計：560人

事務所名		葛 南	東葛飾	北 総	東上総	南房総
基調講演	演 題	インターネットやSNSによるトラブルの現状と対応	「自分らしく生きていくこと」	「弁護士による『いじめ予防授業』の実践」	「児童虐待の対応について」	『男女共同参画の実現に向けて』
	講 師	ひかりば 代表	乙女塾 project 代表	宮下国際法律事務所 弁護士	千葉県健康福祉部 児童家庭課虐待防止対策室	独立行政法人 国立女性教育会館 客員研究員
研修	テーマ	人権教育の現状と課題	人権教育の現状と課題	人権教育の現状と課題	人権教育の現状と課題	人権教育の現状と課題
	提 案	県教育庁 社会教育主事	県教育庁 社会教育主事	県教育庁 社会教育主事	県教育庁 社会教育主事	県教育庁 社会教育主事
参加者数(人)		26	63	76	189	206

3 社会人権教育指導者養成講座

(事業目的) 県下各地域で人権教育を推進できる指導者を養成する。

(参加対象) 市町村教育委員会人権教育担当職員、社会教育委員、家庭教育党指導員、公民館職員、図書館職員、社会教育関係団体指導者、人権教育の指導者として活躍が期待される者（教職員を含む）等で市町村教育委員会教育長の推薦を得た者

(実施回数) 年4回開催（4日間・4回の講座で実施）

(その他) 昭和57年度、同和教育指導者養成講座として開始し、令和5年度までの修了者は、計911名を数える。

【令和5年度実施内容】（受講者）28名（修了者）16名

回	主 題 等	ね ら い と 方 法	講師・助言者等
1	開講式	自己紹介・研修ガイダンス	県教育庁社会教育主事・指導主事
	講演「被差別の思いをつなげて」	同和問題について理解し、今後の啓発活動のあり方について考える。	千葉県人権センター
	行政説明「千葉県の人権教育の現状と課題について」	千葉県の人権教育の現状を知り、その意義について考える。	県教育庁社会教育主事・指導主事
	班別協議	講演の感想発表・意見交換	県教育庁社会教育主事・指導主事
2	講演「インターネットと人権について」	インターネットにおける人権課題について知り、今後の啓発活動・事業の在り方を考える。	ジャーナリスト
	映像教材視聴「同和問題～過去からの証言、未来への証言～」	同和問題について理解し、今後の啓発活動のあり方について考える。	県教育庁社会教育主事・指導主事
	班別協議	各市町村の人権教育の課題について 協議	県教育庁社会教育主事・指導主事
3	講演「性の多様性について」	性的マイノリティについての現状の課題を知り、今後の啓発活動・事業の在り方を考える。	宝塚大学 教授
	学校人権教育実践報告	学校人権教育推進校協議会の推進校の実践発表を視聴し、取組を学ぶ。	各発表者
	班別協議	各市町村の実態に応じた研修会の開催について	県教育庁社会教育主事・指導主事
4	講演「私らしく生きる～光を失っても～」	障害者の人権について理解し、今後の啓発活動のあり方について考える。	野田市視覚障害者協会理事
	参加体験型研修「差別について考える」	参加体験型研修を受講し、今後の啓発活動・事業の在り方を考える。	県教育庁社会教育主事・指導主事
	班別協議	主催講座の参加者を増やす工夫について協議	県教育庁社会教育主事・指導主事
	閉講式	感想発表等	県教育庁社会教育主事・指導主事

【令和6年度実施内容】（受講者）30名

回	主 題 等	ね ら い と 方 法	講師・助言者等
1	開講式	自己紹介・研修ガイダンス	県教育庁社会教育主事・指導主事
	講演「私らしく生きる～光を失っても～」	障害者の人権について理解し、今後の啓発活動のあり方について考える。	野田市視覚障害者協会理事
	行政説明「千葉県の人権教育の現状と課題について」	千葉県の人権教育の現状を知り、その意義について考える。	県教育庁社会教育主事・指導主事
2	講演「被差別の思いをつなげて」	同和問題について理解し、今後の啓発活動のあり方について考える。	千葉県人権センター
	講演「子供と家族の支援を考える」	児童虐待における支援について理解し、今後の啓発活動のあり方について考える。	児童養護施設愛泉寮
3	講演「外国人の人権課題」	外国人の人権課題について理解し、今後の啓発活動・事業の在り方を考える。	NPO法人国際活動市民中心
	班別協議	各市町村の外国人の人権課題について	県教育庁社会教育主事・指導主事
4	講演「北朝鮮拉致問題と人権課題」	拉致問題と人権について理解し、今後の啓発活動のあり方について考える。	新潟産業大学 特任教授
	班別協議	各市町村での北朝鮮拉致問題における人権課題の啓発について	県教育庁社会教育主事・指導主事
	閉講式	感想発表等	県教育庁社会教育主事・指導主事

V 千葉県における人権教育の歩み 関係法令等

千葉県における人権教育は、同和教育を中心に進められてきた。昭和50年に千葉県同和対策総合計画が策定された。これに基づいて昭和53年7月、県教育委員会は学校教育・社会教育における同和教育を推進するために、同和教育の基本方針を定めた。また、昭和54年4月には指導課内に同和教育室を設け、翌年には千葉県同和教育推進協議会を設置した。この協議会がこれまでに出した答申（4回）と提言（1回）をもとに、差別や偏見をなくす人権尊重の教育である本県同和教育の推進を積極的に図ってきた。

さらに、平成14年11月に千葉県人権問題懇話会が発足し、平成16年2月に千葉県人権施策基本指針が策定された。現在、この基本指針を受けるとともに、毎年度、人権教育の推進目標及び重点事項を定めて、千葉県教育委員会として人権教育を推進している。

県同和教育行政	学校同和教育	社会同和教育	国の動き
昭和46年 ・同和教育関係資料刊行	昭和43年 ・高等学校等進学奨励費補助事業開始（～平成16年）	昭和43年 ・関宿町集会所建設	昭和35年 ・同和対策審議会設置 ・精神薄弱者福祉法施行 40年 ・同和対策審議会答申
		46年 ・社会同和教育調査指導事業、集会所指導事業開始（～平成8年）	44年 ・同和対策事業特別措置法施行
		47年 ・社会同和教育指導者研修会開始（～平成8年）	45年 ・心身障害者対策基本法施行
		48年 ・団体育成事業開始（関宿町子ども会開設）	
50年 ・千葉県同和対策総合計画策定	49年 ・大学等進学奨励費補助事業開始（～平成16年）	50年 ・社会同和教育調査指導事業（市町訪問実施） ・関宿町、酒々井町集会所建設	
		51年 ・社会同和教育指導者研修会資料刊行	

県同和教育行政	学校同和教育	社会同和教育	国の動き
昭和52年 - 幼稚園、小学校及び中学校就園就学奨励費補助事業開始（～平成16年） 昭和53年 - 同和教育の基本方針策定 54年 - 指導課に同和教育室設置 55年 - 千葉県同和教育推進協議会設置 - 近県同和教育行政連絡会議開始 13市町教育委員会同和教育教育長会議開始（～平成13年） 56年 - 千葉県同和教育推進協議会第1次答申 57年 - 同和教育重点目標推進目標策定 13市町教育委員会同和教育担当者会議開始（～平成13年） - 千葉県同和行政連絡会開始 58年 - 県同和教育推進協議会「同和教育に関する意識調査」実施 59年 - 県同和教育推進協議会「同和教育に関する意識調査」報告書刊行	昭和52年 - 幼稚園、小学校及び中学校就園就学奨励費補助事業開始（～平成16年） 53年 - 千葉南高問題 - 学校同和教育のしおり刊行 - 学校同和教育研究協議会、学校同和教育推進教員研究協議会開始（～平成14年） - 同和教育に関する実態調査開始（高校） 54年 - 学校同和教育の手びき刊行 - 同和教育に関する実態調査開始（小・中学校） - 学校同和教育研究協議会高等学校協議会開始（～平成14年） 55年 - 学校同和教育指導者研修会、学校同和教育研究協議会全体協議会、学校同和教育推進校等校長会議開始（～平成14年） - 学校同和教育実践指導資料刊行開始（～平成11年） 56年 - 学校同和教育研究協議会地区別協議会開始（～平成14年） - 千葉県高等学校教育研究会同和教育部会、同和教育研究指定校制度発足 57年 - 学校同和教育担当指導主事会議開始（～平成14年） 59年 - 千葉県教育研究会人権教育部会発足	昭和52年 - 長南町集会所建設 - 社会同和教育資料刊行開始（～平成8年） 53年 - 同和教育促進事業委託開始（～平成14年） 55年 - 佐倉市、佐原市集会所建設 - 社会同和教育のしおり刊行 56年 - 社会同和教育研修事業補助開始（～平成14年） 57年 - 社会同和教育指導者養成講座開始（～平成8年） - 君津市集会所建設 59年 - 野田市集会所建設	54年 - 同和対策事業特別措置法3年延長 57年 - 地域改善対策特別措置法施行 59年 - 地域改善対策協議会意見具申

県 同 和 教 育 行 政	学 校 同 和 教 育	社 会 同 和 教 育	国 の 動 き
平成 9 年 ・ 同和教育重点目標及び推進目標改定 ・ 県同和問題協議会提言	平成 9 年 ・ 学校同和教育資料「みんなかがやけ」刊行 ・ 千葉県高等学校教育研究会同和教育部会「私たちの社会と差別」刊行	平成 9 年 ・ 人権教育指導研修事業開始	平成 9 年 ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律改正 ・ アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律施行 ・ 人権教育のための国連10年国内行動計画策定
10年 ・ 人権教育のための国連10年千葉県連絡協議会設置	10年 ・ 児童の権利に関する条約指導資料「学校生活と子どもの人権」刊行	10年 ・ 人権・同和問題啓発資料とともに幸せを求めて刊行開始（～平成14年） ・ 社会同和教育資料「社会同和教育指導者の手引き」刊行開始（～平成12年）	10年 ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律改正
平成12年 ・ 県同和教育推進協議会「同和教育に関する意識調査」実施			11年 ・ 男女共同参画社会基本法施行・児童売春、児童ポルノに禁止法施行
			12年 ・ 交通バリアフリー法施行 ・ 児童虐待の防止等に関する法律施行 ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律施行 ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行 ・ 男女共同参画基本計画策定
13年 ・ 同和教育重点目標及び推進目標改定 ・ 県同和教育推進協議会提言 ・ 「千葉県男女共同参画計画」策定	13年 ・ 学校同和教育資料刊行開始（～平成14年）	13年 ・ 人権・同和問題啓発資料「ともに幸せを求めて」改訂版刊行 ・ 社会同和教育資料「人権・同和教育指導者の手引き」刊行開始（～平成14年）	13年 ・ 人権擁護審議会第2次答申 ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律成立 ・ 高齢社会対策の大綱策定
14年 ・ 県同和問題協議会提言 ・ 同和問題解決のための施策に関する基本方針 ・ 人権問題懇話会設置		14年 ・ 社会同和教育資料「人権・同和教育指導者の手引き」改訂版刊行	14年 ・ 人権教育・啓発に関する基本計画策定 ・ 身体障害者補助犬法施行 ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法成立

県人権教育行政	学校人権教育	社会人権教育	国の動き
平成15年 ・人権問題懇話会提言 16年 ・県人権施策基本指針策定 18年 ・障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例成立 ・千葉県DV防止・被害者支援基本計画策定 ・千葉県男女共同参画計画（第2次）策定 21年 ・千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）策定	平成15年 ※同和教育室から人権教育室へ変更 ・学校人権教育指導資料刊行開始 ・学校人権教育研究協議会開始（全体協議会、地区別協議会、高等学校協議会、推進校協議会） ・学校人権教育担当指導主事会議開始 17年 ・人権教育・啓発リーフレット発行 19年 ・学校人権教育指導資料（CD-ROM資料集を添付）を開始 20年 ・学校人権教育担当指導主事会議を学校人権教育研究協議会の一部門とし、担当指導主事協議会とする。	平成15年 ※同和教育室から人権教育室へ変更 ・社会人権教育資料「人権教育指導者の手引き」及び人権問題啓発資料「ともに幸せを求めて」刊行開始 ・人権教育促進事業（委託）開始 ・社会人権教育研修事業開始 18年 ・社会人権教育資料「ともに幸せを求めて」刊行開始（17年度から社会人権教育資料、社会人権教育指導資料を交互に隔年で刊行） 19年 ・社会人権教育指導資料（第29集）「輝きの明日」刊行開始 20年 ・社会人権教育資料「ともに幸せを求めて」刊行 21年 ・社会人権教育指導資料（第30集）「輝きの明日」刊行 22年 ・社会人権教育資料「ともに幸せを求めて」刊行	平成15年 ・個人情報の保護に関する法律成立 ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行 ・性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律成立 16年 ・人権教育の指導方法等の在り方について（第一次とりまとめ）策定 ・発達障害者支援法成立 ・犯罪被害者等基本法成立 17年 ・犯罪被害者等基本計画の策定 ・発達障害者支援法施行 18年 ・人権教育の指導方法等の在り方について（第二次とりまとめ）策定 ・障害者の雇用の促進等に関する法律改正 ・男女雇用機会均等法改正 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行 19年 ・児童虐待防止法改正 20年 ・人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）策定 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律成立 21年 ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行 ・障害者の雇用の促進等に関する法律改正 22年 ・子ども・若者育成支援推進法施行

県人権教育行政	学校人権教育	社会人権教育	国の動き
平成24年 - 千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）策定 26年 - 千葉県いじめ防止対策推進条例 27年 - 千葉県人権施策基本指針改定 28年 - 千葉県男女共同参画計画（第4次）策定 - 千葉県手話言語条例施行（6月）	平成27年 - 学校人権教育指導資料（第35集）リーフレット配付開始 28年 - 学校人権教育指導資料（第36集）リーフレット配付 29年 - 学校人権教育指導資料（第37集）リーフレット配付 30年 - 指導課人権室から児童生徒課人権班へ変更 - 学校人権教育指導資料（第38集）リーフレット配付 31年 - 学校人権教育指導資料（第39集）リーフレット配付	平成23年 - 社会人権教育指導資料（第31集）「輝きの明日」刊行 24年 - 社会人権教育資料「ともに幸せを求めて」刊行 25年 - 社会人権教育指導資料（第32集）「輝きの明日」刊行 26年 - 社会人権教育資料（26年版）「ともに幸せを求めて」刊行 27年 - 社会人権教育指導資料（第33集）「輝きの明日」刊行 28年 - 社会人権教育資料（27年度版）「ともに幸せを求めて」刊行 29年 - 社会人権教育指導資料（第34集）「輝きの明日」刊行 30年 - 社会人権教育資料（29年度版）「ともに幸せを求めて」刊行 31年 - 社会人権教育指導資料（第35集）「輝きの明日」刊行	平成23年 - 人権教育・啓発に関する基本計画一部変更 24年 - ホームレスの自立の支援に関する億別措置法改正 - 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行 25年 - いじめ防止対策推進法施行 - 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律公布 26年 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律施行 27年 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布（28年4月全面施行） 28年 - 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行（4月） - 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の公布、施行（6月） - 部落差別の解消の推進に関する法律公布、施行（12月）

県人権教育行政	学校人権教育	社会人権教育	国の動き
	令和2年 ・学校人権教育指導資料（第40集）リーフレット配付 令和3年 ・学校人権教育指導資料（第41集）リーフレット配付 令和4年 ・児童生徒課人権教育班から児童生徒安全課人権教育班へ変更 ・学校人権教育指導資料（第42集）リーフレット配付 令和5年 ・学校人権教育指導資料（第43集）リーフレット配付 令和6年 ・学校人権教育指導資料（第44集）リーフレット配付	令和2年 ・社会人権教育資料（令和元年度版）「ともに幸せを求めて」刊行 令和3年 ・社会人権教育指導資料（第36集）「輝きの明日」刊行 令和4年 ・社会人権教育資料（令和3年度版）「ともに幸せを求めて」刊行 令和5年 ・社会人権教育指導資料（第37集）「輝きの明日」刊行 令和6年 ・社会人権教育資料（令和6年度版）「ともに幸せを求めて」刊行	令和3年 ・人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）策定以降の補足資料 令和4年 ・人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）策定以降の補足資料 令和5年 ・人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）策定以降の補足資料 ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律公布、施行（6月） 令和6年 ・人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）策定以降の補足資料 ・改正障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行（4月）



社会人権教育指導資料（第 38 集）

輝 きの 明 白

令和 7 年 3 月 発行

千葉県教育庁教育振興部 生涯学習課 児童生徒安全課
〒 260-8662 千葉市中央区市場町 1-1